

第7回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○諸般の報告	5
○招集者あいさつ	10
○議事日程の報告	10
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○町長の説明	11
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第105号、議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第110号～議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○請願・陳情について	34
○休会について	35

○散会の宣告	3 5
--------	-----

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7
○事務局職員出席者	3 8
○開議の宣告	3 9
○一般質問	3 9
柳 沼 俊 行 君	3 9
木 原 秀 男 君	5 1
円 谷 寛 君	6 2
根 本 重 郎 君	7 5
○議事日程の報告	8 3
○鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	8 4
○常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	8 5
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	8 7
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○追加日程の報告	9 8
○意見書案第10号の上程、説明、討論、採決	9 8
○閉議の宣告	9 9
○町長あいさつ	1 0 0
○閉会の宣告	1 0 0
○署名議員	1 0 1

鏡石町告示第45号

第7回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月27日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成20年12月3日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	9番	仲沼	義春	君
10番	木原	秀男	君	11番	菊地	栄助	君
12番	小貫	良巳	君	13番	円谷	寛	君
14番	円谷	寅三郎	君				

不応招議員（1名）

8番 今泉文克君

平成20年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年12月3日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第103号 字の区域の変更について
- 日程第 8 議案第104号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第105号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第106号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第107号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第108号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第109号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第110号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第111号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第112号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	9番	仲沼 義春 君
10番	木原 秀男 君	11番	菊地 栄助 君
12番	小貫 良巳 君	13番	円谷 寛 君
14番	円谷 寅三郎 君		

欠席議員（1名）

8番 今泉 文克 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務町民課長 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農務委員 局長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長 参事兼課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長 参事兼課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 兼 課 長 参事兼課長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 委員	吉 田 栄 新 君
選挙管理 委員会委員	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 副 委 員 長	角 田 一 幸 君
監 査 委 員	根 本 次 男 君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面 川 廣 見	主任主査	相 楽 信 子
-------------	---------	------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（仲沼義春君） おはようございます。
ただいまから第7回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。
会議規則第2条による欠席の届出者は8番、今泉文克君であります。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営副委員長から報告を求めます。
6番、大河原正雄君。

〔議会運営副委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 6番（議会運営副委員長 大河原正雄君） おはようございます。

第7回鏡石町議会定例会会期予定表（案）を説明いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎諸般の報告

- 議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、月例出納検査及び定期監査の報告を求めます。

監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

- 監査委員（根本次男君） 皆様おはようございます。

初めての議会報告となります。不慣れでございますので、お聞き苦しい点がございましたらご容赦願いたいと存じます。

それでは、平成20年8月、9月、10月分の例月出納検査並びに10月に実施いたしました定期監査につき報告を申し上げます。

なお、8月分の例月出納検査につきましては、私の就任前に実施されたものでございますが、中西勉前代表監査委員より検査内容及び結果について引き継ぎを受けておりますので、それに基づいて報告させていただきます。

まず、8月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年8月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年9月24日水曜日、午前9時50分から午前11時ちょうど。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年8月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、9月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年9月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年10月28日火曜日、午前9時55分から午前11時30分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、10月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年10月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年11月25日火曜日、午前9時55分から午前11時30分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、出納室八巻会計管理者兼出納室長、上下水道課小林参事兼課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成

20年10月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、定期監査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成20年10月14日火曜日から10月17日金曜日までの4日間。

3、実施場所、議会会議室。

4、監査委員、根本次男、小貫良巳。

5、出席者職氏名、八巻会計管理者兼出納室長、総務課木賊課長外3名、税務町民課角田参事兼課長外2名、教育課遠藤参事兼課長外4名、都市建設課椎野参事兼課長外3名、上下水道課小林参事兼課長外2名、健康福祉課今泉課長外5名、産業課・農業委員会小貫課長兼農業委員会事務局長外2名、議会面川事務局長。

6、監査の手続、平成20年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

○11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

報告を申し上げます。

平成20年9月公立岩瀬病院組合議会定例会の報告を申し上げます。

平成20年9月25日、午前10時開会、議事日程第1号で会議を開いております。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第3号 平成19年度公立岩瀬病院組合病院事業会計決算についてであります、経営の収支でございますが、経営収支につきましては、入院、外来とも診療単価がアップしたものの患者数の減少によりまして前年度比6.4%の減収となっております。

一方、経常経費につきましては、前年度比2.2%の減少にとどまったことによりまして、単年度収支におきましては、3億1,554万円の純損失となりました。

これによりまして、同年度末の累計欠損金は8億7,101万2,000円となったところであります。

第4、報告第4号 平成19年度公立岩瀬病院組合病院事業資金不足比率についてであります。

すが、19年度の決算について資金の不足額がなかったので表示はされませんでした。

第5、議案第9号 公立岩瀬病院組合特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を改正する条例であります、文言の整理等であります。

なお、原案のとおり可決しております。

詳細については、お手元の資料のとおりであります。

次に、平成20年度第1回公立岩瀬病院組合議会臨時会での報告を申し上げます。

平成20年12月1日、午後1時30分開会。

議事日程第1号、第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります、人事院勧告によるものでありまして、原案のとおり可決しております。

以上で報告を終わります。

○議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

○1番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成20年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会は、去る10月6日月曜日、須賀川消防署本署会議室におきまして、午後3時より議事日程第1号により会議を開きました。

日程第1、会期の決定で本日1日限りとし、日程第2、会議録署名議員の指名で、7番、野崎、8番、鈴木議員を指名いたしました。

日程第3、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてであります、地方自治法第179条第1項の規定によって、須賀川地方広域消防組合議会の議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、配付資料1から5ページまでの記載のとおりであります。

日程第4、報告第2号 平成19年度須賀川地方広域消防組合議会会議一般会計歳入歳出決算についてであります、地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算について、資料については7ページから20ページまで。監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであり、13ページにわたり詳細なる審査意見を参考にさせていただきます。

日程第5、議員提出議案第1号 須賀川地方広域消防組合規則の一部を改正する規則についてであります、須賀川地方広域消防組合議会会議規則の一部の条項の変更で22、23ページ記載のとおりであります。

以上、全議案を各承認し終了いたしました。

以上で須賀川地方広域消防組合の10月議会の報告を終了しまして、次に、一昨日12月1日に開会いたしました、平成20年第2回須賀川地方広域消防組合議会臨時会の報告をいたします。

10月議会同様、本署会議室におきまして12月1日月曜日、午後2時30分より第2回臨時会を開きました。

議事日程第1号により、第1、会期は1日限りとして、第2、会議録署名議員の指名で、9番関根、10番五十嵐議員を指名し、日程第3、議案第10号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に基づくものでありまして、配付資料1ページより11ページまでの詳細に記載のとおりであります。

以上可決承認をいたしました。

以上で、須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、5番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

○5番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成20年10月3日、金曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定、本日1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、11番、私根本、1番、水野敏夫、4番、柳沼久雄の各議員。

第3、報告第2号 平成19年度須賀川地方保健環境組一般会計歳入歳出決算については、異議なし採択されました。

第4、議案第4号 職員の分限に関する条例。

第5、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて。

議案第4号から7号まで、すべて原案どおり可決されました。

次に、平成20年度第1回保健環境組合臨時議会についてご報告申し上げます。

議事日程第1号、平成20年12月1日月曜日、午後3時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、5番、鈴木忠夫、6番、鈴木正勝、7番、橋本健二の各議員。

第3、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

中身については記載されているとおりでありますので、よろしくご報告申し上げます。

○議長（仲沼義春君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） おはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

〔以下、「総務文教常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

○議長（仲沼義春君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

〔以下、「産業厚生常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

○議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎招集者あいさつ

○議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） おはようございます。

第7回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、議案4件、補正予算9件の合わせまして13件を提案するものがあります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして同意、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりごあいさつといたします。

◎議事日程の報告

○議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくようお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（仲沼義春君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの6日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

◎町長の説明

○議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 本日、ここに第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

北京オリンピックでの日本選手の活躍に一喜一憂した平成20年も残り20日余りとなりましたが、今年は道路特定財源に係る暫定税率等をめぐる問題や、中国産輸入食品による中毒の発覚、事故米の転売問題など「食の安全」が大きく揺らぎ、さらには中国・四川省で発生した大地震を初め、ミャンマーでのサイクロン、岩手・宮城内陸地震そしてゲリラ豪雨と大規模自然災害が数多く発生した1年ではなかったかと思えます。

国政においては、福田康夫首相が9月初めに就任1年足らずで突然退陣を表明され、その会見のニュースが大きくテレビで流れ国民を驚かせました。その後任として、第92代首相に就任された麻生太郎首相は、景気後退の続く日本経済と疲弊する地方自治体の活力づくりに向けて、総合経済対策にあわせ追加経済対策を発表するなど、国民を勇気づけるとともに大きな期待を抱かせたところであります。

世界的には、アメリカのサブプライムローン問題に加え、9月の証券大手リーマンブラザーズの経営破綻により、全世界の経済に影響を及ぼし、株価が一斉に最安値をつけるなど、

後半は株価の乱高下が続き、現在もなおその解決の糸口が不透明なままとなっており、世界経済に大きなショックを与えています。

また、11月初めに行われたアメリカの次期大統領選挙において、民主党のバラク・オバマ氏が47歳の若さで黒人初のアメリカ大統領に選ばれました。就任後は、世界的な金融危機を初め、イラク戦争の收拾といった山積みする政治課題にどう対応していくのか、世界のリーダーとしての政治手腕が問われることとなりますが、選挙を通して全米に訴えた「改革」をどう実現していくのか期待が高まっております。

先月末には、インドのムンバイにおいて同時テロ事件が発生し、世界を震撼させましたが、無差別テロは断じて許すことのできない重大犯罪であり、国際社会は結束してテロとの戦いと安全対策に万全を期さなければなりません。

一方、うれしいニュースもありました。10月上旬にはスウェーデン王立科学アカデミーが、2008年のノーベル物理学賞と化学賞の受賞者を発表いたしました。その中に4人の日本人が含まれており、同じ日本人として誇りに思うと同時にうれしい限りであります。4人の皆様の長年にわたる研究に対するご労苦と、はえある受賞を心からお祝いしたいと思います。

さて、内閣府は11月21日の月例経済報告において、我が国経済について「景気は弱まっている、さらに、世界経済が一段と減速する中で下押し圧力が急速に高まっている」との基調判断を示しました。その背景には、企業収益は減少し設備投資も弱含んでいるとしています。

また、雇用情勢も悪化しつつあり、個人消費はおおむね横ばい、足元で弱い動きも見られるとし、輸出・生産ともに減少していることを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、原油価格等の下落による一定の効果が期待されるものの、世界的な金融危機の深刻化や、世界景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、雇用情勢などを含め、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在することに留意する必要があるとしています。

国政においては、麻生新首相が9月29日に就任後初めての所信表明演説を行い、総合経済対策の裏づけとなる補正予算の早期成立、定額減税の年度内実施、後期高齢者医療制度の見直し検討、インド洋での海上自衛隊の給油活動継続や年金問題などへの取り組む姿勢を発表しました。

さらに、10月30日の記者会見では、事業総額26兆9,000億に上る追加経済対策が発表されましたが、特に2兆円の「定額給付金」の取り扱いでは、全国の自治体にその判断が任せられることが発表され、現下の話題となっているところであります。

いずれにしても国においては、これまでの政権下で大きな政治課題となってきた生活者間の格差、都市と地方の格差など「格差問題」に対する対応を初めとして、国民生活と地方に

元気が戻ってくるような政策を早急に実施されるよう望むものであります。

次に、9月以降の我が町の主な出来事について報告いたします。

初めに、昨年9月に社会実験が開始された東北自動車道「鏡石スマートインターチェンジ」は2年目に入りましたが、利用台数も1カ月約1万5,000台から1万7,000台を超え、順調に推移しており、先月9日には総利用台数20万台を達成いたしました。鏡石町スマートIC社会実験協議会といたしましても、引き続き恒久化に向け利用台数の増加を図るため、各種の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、関連事業として恒久化に向けたアクセス道路の整備を行っておりますが、今年度、町において計画した工事については順調に進捗しており、本アクセス道路に接続となる県道下松本・鏡石停車場線の改良工事につきましても、県において発注されたとの報告がありましたので、事業の整合を図りながら早期完成に向けて取り組んでまいります。

10月4日には、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催により、にぎわいの創出と地域の活性化を目指してオランダ祭りとYOSAKOI祭り、そして御輿パレードを同時に開催いたしました。当日は秋晴れの下1万5,000人の人出があり、各種イベントに歓声が上がり、盛大に開催することができました。町民の皆様、関係機関・団体の皆様に対し深く感謝申し上げます次第であります。

今年で26回目となる東京かがみいし会総会は、先月22日に東京のスクワール麹町で開催され、会員とふるさと鏡石町からの出席者で1年ぶりのふるさと談義に盛り上がりました。

長い歳月の中で、会員の高齢化と新規会員の加入が進まない状況から、会員の減少という悩みを抱えておりますが、会員の皆さんのふるさと鏡石町への熱い思いとふるさととのきずなを大切に今後も支援してまいりたいと考えております。

去る10月23日、赤坂御苑において開催されました「秋の園遊会」に天皇陛下から招待状が届き、天皇・皇后両陛下を初め多くの皇族方と拝謁する機会をいただきました。私にとりまして、この上ない栄誉でありこのような機会をいただきました議員各位初め町民の皆様感謝を申し上げます。

次に、今年度の主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中での都市機能の整備として取り組んでいる「高久田一貫線」の道路改良につきましては、須賀川市においていまだ進展がないため、県を初め新市長に直接事業の早期着工を要請しておりますが、さらに各方面からのご支援をいただきながら早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、高久田一貫線の補完道路として位置づけされている「鏡田499号線」は、関係地権者の協力をいただきながら整備促進を図っているところであります。さらに、笠石南町地区の「久来石行方蓮池西線」は、実施設計が完了したことから先日関係地権者への説明会を開

催したところであり、1日も早い工事着工に向け準備を進めてまいります。

継続事業であります「笠石鏡田線」の歩道整備事業につきましては、10月に工事を発注し、順調に工事が進捗しておりますので、今後も歩行者の安全性と利便性の向上に努めてまいります。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として平成19年度から用地買収が進められており、沿線の事務所や店舗の取り壊しが行われるなど、具体的な動きが見られますので町といたしましても拡幅工事の早期着工に向け、引き続き事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、去る9月26日に都市計画道路、用途地域、そして地区計画等の変更について説明会を開催したところであり、今後も計画的な事業の推進に努めてまいります。

また、農業基盤整備促進事業の豊田地区、小栗山地区の道路改良事業につきましては順調に推移しており、豊田地区は今年度工事完了に向け、ガードレールの設置など補完工事を行っているところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、岡ノ内、五斗蒔町地内の舗装本復旧工事が完了したところであり、高久田地内の本復旧工事並びに管渠築造工事の桜町地内を10月に発注し、現在工事を進めているところであります。

本工事着工により、計画されている工事につきましては、すべて発注を完了いたしました。

また、国道4号拡幅関連としまして、10月に高久田地内の地質調査業務委託を発注し、調査を進めているところであります。

上水道事業につきましては、中央、本町、岡ノ内地内の舗装本復旧工事並びに県道須賀川矢吹線配水管橋梁添架工事が完了したところであり、石綿セメント管更新事業配水管布設替え工事の岡ノ内地内につきましても、11月末に入札を実施したところであります。

さらに、水道事業変更認可申請業務の関連としまして、高久田地内未使用水源3カ所の揚水試験調査も終了し、現在調査結果をまとめているところであり、今後も引き続き整備促進に努めてまいります。

町民の元気づくりとして取り組んでおります「健康づくり推進事業」につきましては、9月25日から地域ごとに12日間にわたり特定健診並びに後期高齢者の健康診査、介護保険法に基づく生活機能評価等の総合健康診査を実施し、基本健康診査は1,478人、また、65歳以上の特定高齢者を対象とした生活機能評価は170人が受診したところであります。

現在、健診の結果をもとに、個別相談及び健康教育等を行うとともに、今後の生活習慣改善のための特定保健指導を実施することとしています。

また、国保事業において今年度から義務づけられた内臓肥満型脂肪に着目した特定健康診

査につきましては、5年後の受診率を65%にアップするものでありますが、本町での初年度目標値を40%と設定し、従来の総合健診とあわせて実施したところ、目標値を達成することができました。

全国的にふえ続ける医療費は、人口の高齢化、医療技術の高度化とともに年々国保財政を圧迫し、現行の保険制度のあり方が議論されるようになりましたが、いまだ制度改善への声も弱く、今のところ被保険者一人一人の健康への関心に頼らざるを得ないのが現状であります。

また、今年度から施行されました後期高齢者医療制度につきましては、早々から保険料の決め方について疑問百出し、政府の考えが二転三転するなど、全国の市町村窓口が混乱していると報じられましたが、本町におきましては数件の問い合わせがありました。現在は順調に推移しているところであります。

今後も、町民の健康づくりについて制度の広報や健診の案内など、十分に行いたいと考えているところであります。

元気づくりとしての産業の振興につきましては、東北農政局福島農政事務所が10月30日に発表した県内の10月15日現在の本年産米の作況指数は、平年並みの「100」となると発表しましたが、一方では消費量の低下とともに、米価においても低価格が続いており、今後の農業経営を考えると、価格の安定と安全安心な食の供給に努めていかなければならないと考えております。

県営事業として工事が行われている成田ほ場整備事業につきましては、鈴の川の本格的な拡幅工事や河川にかかる橋梁下部工、そして、高野池の改修工事等が20年度事業総額3億円の中で進められており、1日も早い完成が望まれるところです。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、本年度で2年目となりました全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習指導の改善を図るため、県中教育事務所の指導協力のもと、各小中学校を対象に学力向上のための指導と助言を行いました。

また、理科離れをなくそうと昨年から取り組みました「理科教室」につきましては、今年度は小学4年生から6年生を対象に、「ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）」において、今月4日、12日、16日の3日間行うことといたしました。

さらに、子供の健全育成と地域全体の教育力向上を図るため、本年度から文部科学省の委託事業として学校と地域の支援ボランティアとの連絡調整を務める「コーディネーター」を配置し、学校の要請に基づき支援する「学校支援地域本部」を10月に教育委員会に設置したところであります。

今年5月の中国・四川省の大地震による大惨事は、記憶に新しいことと思いますが、さきの通常国会において成立した地震防災対策特別措置法の改正を受けて、学校施設の耐震化を

加速させる動きが全国的に高まり、本町においては9月定例会に補正予算として計上しました第一小学校の耐震化へ向けての校舎耐震診断業務委託を発注したところであります。

今後は、本耐震診断結果に基づき、具体的な耐震化事業を検討してまいりたいと思います。

生涯学習の推進につきましては、秋の文化祭を11月1日から3日間開催し、町内の園児や児童生徒の作品展を初め、文化団体や一般の方々、合わせて981名から1,067点の作品が寄せられ、多くの来場者に親しんでいただきました。11月26日には、秋の文化祭行事の最後となりました文化講演会を開催し、講師に元大相撲力士の舞の海秀平氏を招き「決してあきらめない」を演題に、500人を超える住民が聴講されました。

社会体育関係では、11月2日に開催しました第4回鏡石駅伝・ロードレース大会に、県内外から駅伝部門に23チーム115人、ロードレース部門に897人、合わせて1,012人が参加、天候にも恵まれ盛会に開催できました。

大会を運営されました実行委員会と、競技役員並びにボランティアの皆様に改めてお礼を申し上げます。

また、11月16日に行われた第20回ふくしま駅伝大会では、昨年を上回る総合成績12位、町の部3位の好成績を収めました。当日はあいにくの雨模様ではありましたが、郷土の期待と声援を受けて自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんの健闘をたたえますとともに、沿道でご声援をいただきました多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人住民税の寄附金税額控除における寄附金対象施設の指定による改正を行うものであります。

議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳幼児・児童医療費助成年齢を、これまでの小学3年生を小学6年生までと拡大するほか、出産育児一時金の増額を行うための所要の改正であります。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、平成18年9月から指定管理者として社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会との間で契約してまいりました「老人福祉センター」と「屋内ゲートボール場」の2施設の管理業務が来年3月31日をもって契約期間満了となることから、再度指定いたしたく提案するものであります。

議案第103号 字の区域の変更につきましては、境土地区画整理事業組合理事長から境地区土地区画整理事業の進行により、換地処分を行うため、事業区域内の字の区域を整理したい旨の申し出がありましたので、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

議案第104号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今年の県人事委員会勧告並びに職員異動に伴う人件費の調整のほか、これまで町内建設業者に委託し

ておりました冬期間の除雪について、重機を所有する業者がないことから、主要幹線道路の除雪確保として重機リースのための費用を計上したところであります。

主な歳出では、民生費へ2,564万2,000円、農林水産業費へ2,943万2,000円、土木費へ327万1,000円、消防費へ170万円などを補正するものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額は7,074万6,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は、40億4,815万7,000円となります。

主な歳入の財源につきましては、町税1,500万円、国庫支出金として1,275万円、県支出金652万円、諸収入3,000万円などを充当するものであります。

次に特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、所得減額による所得更正として還付に係る予算を計上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては257万円を追加し、特別軽減対策のための電算システム改修費用を計上、介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費のうち介護サービス等諸費の中で、居宅介護サービス給付費を地域密着型介護サービスに係る経費等へ組みかえするための予算を計上、工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、2,008万6,000円を追加し、南町地区工業用地造成に係る予算及び職員人件費の調整に係る予算を計上、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては131万9,000円を追加し、職員人件費の調整のほか、19年度決算に伴う繰越金の一般会計への繰出金を計上、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては144万3,000円を追加し、一般会計繰入金と職員人件費の調整に係る予算を計上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、職員人件費の調整に係る予算を計上、上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、職員人件費の調整のほか、漏水等による給配水管等の施設修繕に係る予算を計上したところであります。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしたいと思います。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） [第100号議案を朗読]

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇]

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの税条例改正につきましては、さきの地方税法の一部改正において寄附金税制の見直しが行われ、個人住民税の寄附金税制について、所得税の寄附金控除の適用対象寄附金について、所得税法施行令第217条第5号に規定する地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、都道府県または市区町村が条例により指定することができるという条文が設置されていることによるものでありまして、この施設に鏡石町社会福祉協議会岩瀬区地区会の施設が該当しますので、これらの施設を包括的に指定するために、所得税法施行令第217条第5号の条文を町条例第34条の欄に第3号として規定するものであります。

2ページになります。

鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成20年鏡石町条例第19号の一部）を次のように改正する。

第34条の7に次1号を加えるものであります。

第3号として、所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）を追加規定するものであります。

附則では、条例適用を公布の日と規定するものであります。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君）〔第101号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、被保険者の費用の一部を軽減するために、乳幼児・児童の一部負担金の10割給付の年齢を引き上げをすること及び分娩期間に平成21年1月から産科医療補償制度が導入されることに伴い、その制度加入金が妊産婦負担となることが予想されること等から、出産育児一時金の増額を行うものでございます。

5ページになります。

鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例、第5条中の年齢規定「9歳」を「12歳」に改めるものであります。

第6条につきましては、「35万円」を「40万円」に改めるものであります。

附則につきましては、第1条で第6条の施行は平成21年1月1日とし、第5条につきましては、平成21年4月1日からとするものであります。

第2条につきましては、経過措置を規定するものであります。

以上、説明を申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第102号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在指定管理者によって管理運営されております鏡石町老人福祉センターと、鏡石町屋内ゲートボール場が本年度末で指定の期間が終了することから、その後の指定管理者の指定につきまして、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、その指定方法につきましては、同条例第5条の公募によらない選定の規定によりまして、鏡石町社会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

公の施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、指定管理者となる法人、指定の期間。

鏡石町老人福祉センター、鏡石町旭町161番地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会、自、平成21年4月1日、至、平成24年3月31日。

鏡石町屋内ゲートボール場、同上、同上、であります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第103号 字の区域の変更についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第103号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第103号 字の区域の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの字の区域の変更につきましては、当該区域の境土地区画整理組合理事長から、区域内字名の整理の申し出がございましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり変更するものでございます。

なお、当該字の区域の変更につきましては、地方自治法施行令第179条の規定に基づきまして、土地区画整理法第103条第4項の規定により、換地処分のお知らせのあった日の翌日から施行するものでございます。

具体的には8ページの変更調書記載のとおり、新字名、旧字名のとおりの変更となるものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第103号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第8、議案第104号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第104号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

○副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第104号 鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

9ページをお願いしたいと思います。

このたびの補正予算につきましては、人事院勧告を含めた人件費などの整理調整と、児童福祉費の栄光保育園に係る運営経費、そして、特別会計への繰出金などの整理が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,074万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,815万7,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正と、第3条の地方債の補正につきましては、13ページの第2

表債務負担行為補正として、指定管理者が行う鏡石町老人福祉センター、鏡石町屋内ゲートボール場の管理業務に係る費用を追加し、第3表の地方債の補正につきましては、町道整備事業費と、防災対策事業費の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（大河原直博君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

○5番（根本重郎君） 5番の根本でありますけれども、1点だけ。

41ページの高野池白鳥事業の中で、賃金ではなくて委託料という形にしたと思うんですけども、この中身、賃金の場合は個人にやったのか、委託料とした場合には、これはどこかの個人でないほうへやったのか、その点をお聞きいたします。

○議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま白鳥関係の賃金並びに委託料の関係のご質問でございますが、現在までは当初予算の予定として、賃金については白鳥を守る会の方の賃金を予定しておりましたが、白鳥を守る会の方が、今年度は給餌をされないというふうな申し出がございました。そのために、2回の給餌、朝については現在までシルバー人材センターのほうに委託をしておりましたので、委託料を24万1,000円計上しておりました。

ところが、個人の方がやらない申し出がございましたので、2回の給餌とも委託料に計上させていただいて、シルバー人材センターのほうにこう委託をしたいというような考えでの今回の予算の組みかえということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ただいまの説明をいただきました一般会計補正予算について、2点ほど質問をさせていただきます。

1つは32、33ページの右側説明事項の保育所運営費負担金が1,780万円の補正になっておりますが、この1,780万円のうちの内訳を説明をいただきたいというのが1点でございます。

もう1点はですね38、39ページのは場整備事業費の中で、県から特定財源、成田地区県営は場整備事業県道用地買収費3,000万円が来て、ここでの説明欄では、買収費として22節の補償補填及び賠償金として、県道用地補償費3,000万円ということで計上されておりますが、この面積と単価、さらにはその場所などについてご存じの点を説明いただきたいと思っております。

○議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

保育所運営費負担金の考え方ではありますが、負担金につきましては国基準の中で、ゼロ歳児が17万3,000円、1、2歳児が10万8,000円というような標準的な措置費の基準がございます。今回、当初の38名から14名ほど栄光保育園での保育児の人数がふえたことから、その基準に基づきまして負担金を支出するというところであります。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

39ページの補償費関係の県道用地補償費関係の中で、場所、面積、単価等についてでございますが、場所につきましては、県道須賀川・矢吹線のバイパス予定地ということでございます。面積につきましては、現在、設計上で新しい県道の総面積が2万368.08平米というふうな面積になってございます。

その中で、現県道と道路敷、水路敷等が2,664.01平米というふうな面積がございまして、残りにつきましては、創設換地ということですから、各地権者から減歩をしていただくという面積になります。これが1万7,704.07平米というふうな面積になります。

県道用地等については、県で買収ということになりますので、県のほうでも単年度ではなくて、今年度から数年にわたって買収をしたいというふうなことでございまして、今年度の3,000万円につきましては、1万3,452.91平米で単価2,230円というふうな内容になってございます。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第104号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号、議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第105号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第10、議案第106号 平成20年鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第105号議案、第106号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第105号、106号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第105号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。提案理由につきましては、税の過年度還付金に不足が生じると思われることからこ

れに充てるために予備費の一部を流用するものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

補正の詳細内容につきまして、60ページ、事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課参事兼課長（角田 勝君）** 続きまして、63ページ。

議案第106号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります
が、提案理由につきましては、国による保険料特別軽減対策に伴う電算システム改修費用で
ありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ9,182万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、67ページ、事項別明細書によるご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課参事兼課長（角田 勝君）** 以上、2議案につきましてご説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長（仲沼義春君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○**13番（円谷 寛君）** 今の後期高齢者の関係で、負担費用がいわゆる特別軽減措置とい
いますか、こういうことでお金がかかるわけですがけれども、念のためにお尋ねをしておきたい
のは、こういう経費については国からその経費のほうも負担になるわけなのかどうか、そこ
を1つお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○**議長（仲沼義春君）** 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○**税務町民課参事兼課長（角田 勝君）** 13番議員のご質問にお答えいたします。

この電算システムの改修委託料につきましてでございますが、費用につきましては、現在
のところ半額は国の負担ということで措置をもらっておりまして、足りない半額につきまし
ては現在、全国統一行動ということで国のほうに負担をするよう要請しているところでござ
います。

以上であります。

○**議長（仲沼義春君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第105号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第11、議案第107号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第107号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第107号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳出におけます介護サービス給付費の需要見込みに伴う増減が補正内容でありまして、歳入歳出予算の総額に変動はございません。

詳細につきましては、70ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第107号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第108号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第108号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第108号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、南町地区工業用地造成事業計画に伴う測量、地質調査等の委託事業経費に伴うものが主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,008万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7,624万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、78ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

これより、議案第108号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第13、議案第109号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第109号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

○都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第109号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,611万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、前年度決算に伴う繰越金の整理をするものでございます。

また、地方債の補正につきましては85ページの第2表地方債補正のとおり、区画整理事業費を1,350万円に変更するものでございます。

詳細につきましては88ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

これより議案第109号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号～議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第14、議案第110号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第15、議案第111号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに日程第16、議案第112号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局局長（面川廣見君） 〔第110号議案～第112号議案を朗読〕

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第110号から議案第112号の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与等の改正によります職員人件費の調整が主なものであります。

初めに、95ページの議案第110号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,826万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、98ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 102ページをお開き願います。

続きまして、議案第111号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、款項区分ごとの金額に変更が生じたので補正をするものでございます。

内容につきましては、104ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、108ページをお開き願います。

続きまして、議案第112号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては第2条、収益的収入及び支出の既決予定額の総額に収入支出それぞれ164万6,000円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ2億2,793万9,000円とするものでございます。

また、第3条、職員給与費を302万円減額し2,893万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、110ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ただいまの3件のうち、上水道事業会計の補正予算について質問をさせていただきます。

111ページに出てきました、水源施設落雷保険料というものが164万6,000円補正計上されているわけですが、それに対して3カ所の施設の説明がございました。これはそれぞれ今まで入っていないで、新しく入れたのかな。それとも今までのものに上乘せになっているのか、その辺が1つと、保険金額はこれ幾らですね、保険会社はどこの保険会社に入っているのか、そしてなぜ今ここですね、今までなくてここに出てきたのかについて質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の質疑にお答えいたします。

水源施設落雷の保険料でございますが、これにつきましては先ほど3カ所申し上げましたけれども、8月14日、8月30日、それから9月7日に各水源に落雷がありました。それによりまして、計装設備それから取水ポンプ等が壊れております。

それで、それらの修繕費でございますが、合わせまして191万1,000円ほどかかっております。3つの水源で191万1,000円でございます。それで、ここに書いてあるとおりに、その保険料としまして164万7,000円ほど収入になったということでございます。

保険先でございますが、富士火災保険でございます。

これは毎年保険料を掛けておりまして、万が一の事故等に備えているわけでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 失礼しました。

保険料でございますが、手持ちに数字がございませんが、概数で申し上げますと約30万円くらいでございます。これは全部でございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 保険金でございますが、先ほども申し上げましたけれども、ここに書いてある164万7,000円、これが入っております。

〔「掛金」の声あり〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） それではご答弁申し上げます。

掛金は、手持ちに細かい数字はございませんが、全体で約30万円の保険でございます。これは、各浄水場それから各水源13ほどございますが、すべて入っております。それで、今回の事故で先ほども申し上げましたけれども修理費が191万1,000円かかっておりまして、それを……

〔発言する者あり〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 失礼しました。

保険の金額でございますが、ちょっと手元に資料がございませんが、各水源ですね、それにつきましては約300万円くらい。それから浄水場につきましては、これ高いので約1億円くらいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 3番、渡辺でございます。

ただいま上程されました第112号の補正予算について、ちょっと関連で質問させていただきます。

町長の説明にもありましたが、水道事業変更認可申請業務の関連としまして、高久田地区に未使用水源3カ所の揚水試験調査が終了とありましたが、今出ダムが中止となった今、水源確保は大事なことと思われまます。そこで、今後における3カ所の対応はどうするのか、それと、毎年水質調査、揚水試験の結果はどうなっているのか、また、揚水試験において、水源下の水田において管理が大変だったと話が聞かれますが、今後試験を実施する場合、通知等の方策を考えられないかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

○上下水道課参事兼課長（小林政次君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

先般、高久田地区の3つの水源につきまして、揚水試験を実施いたしました。

その水質調査それから揚水試験の結果でございますが、10年前に掘削した水質それから揚水結果と変わりございません。ほとんど同じでございます。そういうことで、水量もかなりの量が期待できるということになっております。

今後の水源の確保の対応でございますが、現在考えておりますのは、21年度から今回の高久田地区の1つの水源ですね、これの整備をしていきたい、それから順次3年をかけまして、

3つの水源の整備をしていきたいと思っております。

それから、揚水試験等を実施する際の地区への通知等でございますが、現在、業者等を通して、個人的にはご説明に上がっております。それから、各区長さん等には上がっておりますけれども、今後はよりきめ細かな通知それからご説明をしてみたいと思っております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第110号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（仲沼義春君） 日程第17、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、

別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事に都合により、あす12月4日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、あす12月4日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時19分

平成20年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年12月5日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加日程第3 請願・陳情について

各常任委員長報告

追加日程第4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第5 公立岩瀬病院組合規約の変更について

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員 事務局長	小貫 忠男君
都市建設課長 参事兼課長	椎野 優偉君	上下水道課長 参事兼課長	小林 政次君
教育長	佐藤 節雄君	教育課長 参事兼課長	遠藤 栄作君

者長会長
理室委員
管納委
計出業
会兼農会

八 卷 司 君
古 川 ますみ 君

教育委員
会長

吉 田 栄 新 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局
議 局 事 務 局 長

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 柳 沼 俊 行 君

○議長（仲沼義春君） 初めに、7番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（柳沼俊行君） おはようございます。

ことしも締めくくりの議会となりました。一年間本当に大変厳しい情勢の中で大きな動きもあったのかなど、特に、この駅東の用途変更による準工の指定、これは大きな成果かなど私は個人的には思っております。

しかし、麻生内閣発足後は大変、世界情勢からきて今日本の経済を脅かしている現状が20年度のみで終わっていただければなど、しかし、これはかなり長く続くという話もございます。21年度は、新しい年が本当に希望に満ちあふれたよい年でありますよう祈るばかりでございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1番、企業誘致の取り組みについて。

平成7年に企業誘致条例が施行されまして12年、そして、昨年に改正がございました。その条例による企業の町への進出は功を奏し、進出企業の一部利用がなされない部分もありますが、町工業団地の完売となりました。町の発展に大いに寄与され、条例の成果と感ずる次第でございます。

町の最大の課題と思われる駅東第一区画整理事業は、9月26日に地区計画の変更についての説明会を開催したとの町長の説明がございました。そして、計画的な事業推進に努めてまいるとのことです。

日本の景気は、一寸先はやみと思うような状況で、テレビ、新聞等で、アメリカ発の金融証券から金融業界、そして自動車産業へと、資本主義経済の根幹をなす産業が世界経済を大きく揺るがし、日本の経済もその波に飲み込まれる状況で、政府は対策に追われ、ついには政府は財政再建は変更しないで財政出動をやろうということが報道されました。赤字国債の発行のはんらんを余儀なくされたものと私は思っております。しかし、この財政出動が、麻生総理が就任当時述べた、日本を元気にする、強い国にするというためか、それとも、世界的に矢面に立たされた状況での出動か、真意は存じませんが、日本の国民が納得いく出動であってほしいと願っております。

日本は、戦後、幾度も苦境の波にさらされました。その都度、社会全体が変革をし、世界第二位の経済大国とも言われる状況になりました。このたびの世界経済苦境の中でも、日本の文化、伝統から生まれた日本人の底力が発揮されるのではないかと想像し、期待するものであります。

そのような厳しい状況の中でも、各自治体は町民の福祉向上政策はとり続けなければなりません。私は、駅東第一土地区画整理事業は町の命運をかける事業であると思っております。なおのこと、その事業による発展が町財政の安定につながるのではないのでしょうか。この投資ができるかは政治力と思えます。

町長の説明の内容は、駅第一事業推進に努めることであれば、それに向けた計画はすべて町長の心の中にあるのではないかと思っております。本年、駅東第一土地区画整理組合内の23ヘクタールが用途変更の認可がおりたようでございます。準工業用地でございます。事業区内には北側に中学校があり、町の将来を担う子供たちにとりまして夢のある企業進出を私は望むものであります。

今の日本の現状を念頭に置き、町づくりに積極的に誘致したい企業、対象企業、事業目的を確立して企業誘致を図る時代であると思っております。企業動向調査をする担当職員の増員並びに配置をし、自立に向けた企業誘致を図るべきと思いますが、その考えはあるかどうか伺っておきたいと思えます。例えば、バイオエネルギー、介護並びに医療機器等の産業、これらをターゲットに決めて企業誘致を図る、あるいは計画するという事は考えられないか伺っておきます。

昔は十年一昔、最近は五年が一昔、そして現在は朝令暮改の時代だと思えます。行政手続の迅速化は企業誘致にとってポイントの一つではないかと思っております。その点も考慮に入れて行政を進めるべきではないかと思っている関係から、以上のような質問をさせていただきます。

2番、4号国道4車線化の事業進行状況を伺います。

国道4拡について、9月の町長説明では、前年度に引き続き用買を進めている状況で、工

事早期着工に向けた事業促進を強く要望している状況であると説明がございました。今回の12月議会で、本会議の説明では、関連として10月に高久田地内の地質調査、業務委託を発注し調査を進めているとの説明がございました。国の事業の部分ですが、用買の進捗状況と未買収の状況を、情報をお持ちであれば伺っておきたいと思えます。

4 拡は、町の都市計画並びに地区計画と同時進行と考えております。この考えが私は妥当だと思います。拡幅となると道路面積は約倍以上となります。雨水対策は現在の工事方法では地下浸透、舗装となりましても、その量は相当な量となると思われまます。その排水は下流に流れるのは当然でございます。4 拡と同時に下流排水溝はどうなるのか。また、排水溝の改修は考慮しているか伺っておきます。

事業概要には、役場前道路との交差点、天栄街道入り口、交差点内には地下歩道を設置する予定であるとの説明がありました。鏡田、高久田地区西側は、深内、大池、蒲之沢、川崎、約200世帯を超える方々が住んでおります。まだまだふえる見込みであります。高齢化が進展している中で、大池交差点あるいは高久田地内、大池入り口交差点内に地下道設置を実現、要望する考えはあるか伺っておきます。

3 番目、遊休農地農業施策についてでございます。

1 番、遊休農地と思われる農地は、田畑それぞれ何ヘクタールほど町内に存在するか。

2) 遊休農地は町として不稼働資産でございます。私はそう考えております。遊休農地の対策の振興策は考えているか。農業従事者の高齢化が進み、担い手不足は承知のことと存じます。町は農業基盤整備促進、圃場整備、豊田地区及び小栗山地区の道路整備事業並びに施設園芸、野菜圃場対策等の事業並びに補助等を行い、農業振興政策が進められております。あわせて、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、昨年、鏡田地区を先鞭に久来石、笠石、高久田の4地区の保全会が設立されております。町補助合わせて平成23年度まで、一部24年度まで、4地区に対し9,400万円の事業費が投入をされます。あわせて事業活動成果があらわれつつあるのも事実でございます。農地を核とした地域振興策の一端を担うものとしての効果が期待されているところであると述べております。

大変言葉は悪いのですが、農業政策を見たり、また、全国的に各市町村の市街地の空洞化、シャッター通りとなっておる現状で、商店街活性化、空き店舗対策、市街地のにぎわい創出事業等の施策が打ち出されております。いずれも絶大な効果は見えにくい状況であります。遊休農地は市街地のシャッター通りと同じような現象であると思っております。

今の状況の中で、遊休農地対策は必然的であると思っております。今後、質問させていただきまました商業者も農業も経営が成り立つ状況であれば、後継者、担い手も育ってくると私は思えます。いずれも活力を失い、取り戻すには経営の成り立つ環境づくりが必要だと思っております。個々の力と行政の力が必要ではないかなと、遊休農地は経営にならない土地で

はないでしょうか。町にとりまして、これは不稼働資産でございます。個々の力が入らなくなる土地規制が大きな要因ではないでしょうか。

農地を利用、経営を行う場合、場所、気候、自然等に大きく左右されます。そこに人工的な条件を加えても、現在の肥料、飼料、資材等の高騰により経営を圧迫しているのが農家経営の実情であります。また、町長も今回の説明でもこれらのことを述べております。今後、遊休農地に対して町の振興策はどのように考えておるか伺います。

10月16日、参議院で燃料肥料高騰対策法案が通過しました。すべての農家に対して、20年7月から21年6月までの肥料値上がり分7割を助成する、総額500億円が補正で組まれることになったようであります。今度の助成は、自営、承継問わず全農家、全作物が対象となったとの内容の報道でございました。私はこの助成は農家にとって大変ありがたく、21年度の再生産に力が入ることではないかと思っております。

この夏、肥料店の方が、肥料メーカーは来年度分全商品6割強の値上げを考えているとの話がございました。まさに今その状況であります。過日、JAが支援対策として、2月末日まで予約購入肥料、同じく飼料の購入に対してそれぞれ6.5%から2.2%の助成をする、A重油に関しましては4月末までリッター6円をJA独自で支援するようであります。国の支援策は本当にどうか、一般の業者の方に伺う機会がありました。

今度の制度が施行されると、受ける側の条件として4つの支援策があると、1つは肥料の低減の努力をすること、2つ目に米の減反への約束、21年度産の実施の確約、都道府県協議会への申請、3戸以上の農家グループが対象であると、以上の条件で、値上がり分の7割が助成対象とするような法律であります。園芸農家、畜産農家にとってはかなり大きなメリットとなると私は考えております。しかし、我が町の基幹作物である稲作経営農家にとっては、大変厳しい助成制度であると私は感じました。平成21年産の生産調整の国策の一つと私は思っております。稲作農家にとって、再生産に対し苦境に立たされていると思っております。我が町の基幹作物である稲作に対して、町独自の支援策を考えることはできないか伺います。

4つ目、健康保険事業について。

少子化対策の一助として、町は、このたび小学3年生までの医療無料化を小学6年生まで引き上げる条例の議案を9月4日に提出されました。可決を見ました。21年4月よりの施行であります。子育ての中で、病院とは切っても切れない関係でございます。子供たちの健康を守ることは社会的責任でもあると痛感いたしております。

子供を持つ親の経済負担があり、現在の町があると思っております。町の発展には欠かせない施策であります。労働生産性が高い若い方々が多く住んでいただけるための環境づくりの一助と私は感じております。この対策は、子供の体の成長過程で変化の対応に難しいときの親にとりまして安心できる制度だと思っております。義務教育は親の義務でございます。

望むと望まざるとにかかわらず義務は果たさなければなりません。それを考えると、社会的責任、あるいは社会が果たす時代ではないでしょうか。中学3年まで同じく医療費の無料化は考えられないか伺っておきます。

町内の過去3年間の救急車の実態は、昼夜、深夜それぞれ細かくデータがあれば伺っておきたいと思います。

20年3月より、公立岩瀬病院で医師不足のため救急患者の受け入れを24時間対応から午前11時から翌朝8時半まで、夜間救急搬送は受け入れますが一般救急外来は休診をしている状況であります。

過日、11月20日、郡山市内での女性の救急搬送の実態を、郡山医師会の会長の説明の報道では、医師不足、救急ベット数の規制、救急患者の増加に病院側の能力がついていけない救急受け入れシステムなど、構造的課題でもあるというお話がありました。医師会トータルでこれらを負うべきと考えを示されました。

家族は、一刻も早く医師に診ていただきたいと思う気持ちはだれでも同じだと思います。核家族化、ひとり暮らしの世帯がふえる中で、救急体制の充実は必然的でございますが、救急体制の中で最大の効果を上げるために、私たちも協力、そして理解をしなければならないと思っております。行政として、救急隊員、受け入れ期間、住民ができることを広報マニュアル等で提案することは考えられないか伺っておきます。

私は、常日ごろから、何かあれば救急車を呼べばよいという単純な考えでございました。この2階のロビーの広報板に広報がありました。見ますと、「救急車はタクシーではありません」、この標語に、「本当に救急車が必要な人の声」、と添え書きがされております。「命にかかわる傷病者が救急車を待っています。救急車の適正利用をお願いします」と書かれてありました。安全・安心が実感できる町づくりのために、町民に対して救急体制に対する意識の向上と理解を求める向上対策は考えておられるか伺っておき、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 7番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

まず、1番の企業誘致の取り組み状況についてご答弁を申し上げます。

企業誘致につきましては、私も就任以来町政の最重点事項として精力的に進めてまいりました。企業誘致につきましては、雇用、税収の確保など、安定した財政確立のため必要不可欠な重要施策として取り組んでいかなければならないと現在も考えているところでございます。

おかげさまで、現在、町の手持ち工業用地、企業用地はございません。そうした中において、現在も企業誘致につきましては、副町長を委員長とした企業誘致促進会議を組織しまして、全庁的な取り組みを実施しているところでございます。

現在、産業課の振興グループ長を担当キャップとして、企業誘致そして企業あっせんを今進めているところでございます。お尋ねの専任職員というようなことでございますけれども、現下の厳しい行財政改革の中では、当分の間、今の体制で活動を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

また、取り組みにつきましても、現在、駅東第一土地区画整理事業につきまして用途地域の変更の手続がほぼ終了したところでございまして、これらの誘致活動を図るために、9月補正予算によって企業の立地動向調査あるいは工業用地案内パンフレットの予算を確保したところでございます。これから関係機関あるいは移行企業への誘致案内を実施しているところでありまして、本町のすぐれた立地条件を積極的にPRをして、優良企業の誘致に今後とも全力を挙げて努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4番の健康保険事業についての、1番の乳幼児児童医療費の助成の年齢の引き上げについてお答えを申し上げます。

乳幼児児童の医療費助成につきましては、乳幼児等の健康保持と子育て環境の整備を目的に行っている事業であります。平成21年度につきまして、子育て支援についてさらに内容を充実させたいと考えまして、現行の対象年齢を小学3年生から小学6年生までの引き上げについて、3日の本会議で条例改正が議決、可決されたところであります。さらに、対象年齢を中学3年生までとする考えにつきましては、事業の恒久化に伴う財源の安定確保等が伴いますので、もう少し推移を見て段階的に引き上げていきたいと考えております。

以上、私から答弁いたしますが、ほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

○議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

○都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、大きな2番の4号国道の4車線化の関係についてご答弁申し上げます。

まず、（1）番の用地買収面積の関係でございまして、一般国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国土交通省の直轄事業として郡山国道事務所が管轄し事業を進めております。

現在、高久田地区から鏡石一小までの区間において、用地取得事業が進められております。国道事務所によりますと、その対象面積は全体で約4万平方メートルということでお聞きし

ておりまして、そのうちの約30%について協議が調っているということでございます。

次に、(2)番の町の都市計画と4拡事業の課題の協議ということでございますけれども、一般国道4号鏡石拡幅事業につきましては、平成15年に都市計画決定をされました。事業の起点、終点を初めとする道路の規格構造が示されたところでございます。また、これと同時に、交差点の箇所や構造及び副道区間についても示されたところでございます。今後は、事業進捗に伴い、アクセス道路や排水関係における町管理部分との接続等に関する協議を進めることになる予定でございます。

(3)の大池地内の交差点の地下歩道の要望に対するお尋ねでございますが、国道における道路設計につきましては、実際の交通量及び周辺アクセス道路の状況をもとに、国の道路構造令により設計をされております。これによりますと、当町内での地下歩道は不時沼交差点と鏡石一小交差点の2カ所になる予定とのことでございます。

近年、道路整備事業における費用対効果及び費用便益が厳しく査定されておりますのはご承知のとおりであります。町といたしましては、でき得る限りの要望や意見は伝えたいと考えておりますが、地下歩道等多額の予算を必要とする案件につきましては、道路構造令による国の設計基準等もございまして難しいものと考えられるところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、大きな3番、遊休農地農業施策についての、まず(1)遊休農地の田、畑のそれぞれの面積についてでございますが、現在、農業委員の協力を得ながら耕作放棄地全体調査を実施し集計中であり、耕作放棄地の実態把握に努めておりますが、現在のところ、水田といたしましては約17ヘクタール、畑では16ヘクタール程度と考えております。

次に、(2)番、遊休農地は町としても不稼働資産であり、その振興策は考えているかについてでございますが、本年度実施している耕作放棄地全体調査に基づき、耕作放棄地の解消に向け関係機関と連携し各種事業を活用し、さらに、現在4地域で活動しております農地・水・環境保全向上対策とあわせ、遊休農地の解消に向け取り組みを図ってまいりたいと考えております。なお、耕作放棄地の解消を進めることとあわせて、担い手の育成も進めていくことも大変重要な課題とも考えてございます。

次に、3番の肥料、飼料、資材の高騰の支援策はについてでございますが、肥料、飼料、資材の原材料のほとんどが輸入されており、昨年度から価格が高騰してきております。国においては、肥料高騰対策として今年度補正予算で支援が行われることとなり、現在支援に向けて制度説明が行われております。町といたしましても、国の支援策の制度の周知を図るた

めに関係機関と協力しながら進めてまいりたいと考えております。また、農業普及所等と連携を図りながら、施肥体系の見直し等技術的な指導についてもあわせて推進してまいりたいと考えております。

畜産農家においては、飼料高騰が農家経営を圧迫してきている状況の中、町では、自給率向上と生産調整の取り組みの一つとして、今後、水田において飼料作物の栽培の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

私からは、4番の健康保健事業につきまして、7番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

(2)の町内の過去3年間の救急車の出動実態というふうなことでのご質問でございますが、平成17年度が405件出動してございます。内訳につきましては、午前6時から午後6時までの昼間が240件、6時から10時までが87件、深夜午後10時から午前6時までが78件となっております。18年度につきましては393件の出動がございまして、午前6時から午後6時までが249件、午後6時から午後10時までが69件、午後10時から午前6時までが75件となっております。平成19年度につきましては405件出動いたしまして、午前6時から午後6時までが248件、午後6時から午後10時までが80件、午後10時から午前6時までの深夜が77件となっております。以上が、過去3年間の救急車の出動の実態でございます。

次に3)の安全・安心な町づくりの中で、町民の救急に対する意識向上対策を行っているかにつきましてですが、出前講座等で須賀川消防署鏡石分署員によりますAEDの講習会、普通救命講習会など、町消防団、町内企業、学校、各種団体など、本年4月から11月末日までの開催回数につきましては20回、629人が受講してございます。

今後も引き続き署員の実体験などを交えました講習会を開催いたしまして、救急に対する意識向上対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（柳沼俊行君） ほぼ聞いた内容について納得のいく説明であったかと思っております。

私は、何をしろとか、あるいはここを実施してくれと強制的には言いませんので、それ相応の答えであるなど思っております。

特に、この4拡の件なんですけど、やはり、4拡が完成しますと鏡田の地区の排水関係を私は一番危惧するわけでございます。特に、大池あるいは五斗蒔池、そして川崎池、この3カ

所に恐らくほぼ集中するのではないかな、また、国道事務所のほうでもその場所に恐らく道路の排水溝の終末が行くような設計かなと思っております。

我が町の中で、大きな川が町の中を流れていけばそこに行くような仕組みにできるのですが、鏡石町の場合にはため池に流れる。末端は一生懸命、今、産業課の課長が申しましたが、農地・水・環境に取り組んでいる。しっかりと地域を守ろう、あるいは環境を守ろうという意識が向上しております。そこに、この4区においての道路排水が流れ込むということは、私は相反するようなことになるのではないかなと、そういう点をもって、ぜひ、やはり国道事務所のほうにそれらも含めて将来の構想を練っていただきたいと、それらを要望していただきたいなと思っております。

農業関係の遊休農地の件でございます。

遊休農地といっても本当に農家にとっては、先ほど言ったように、経営には結びつかないということでもどうしても、放棄地とは私は言いませんが、遊休農地が存在する、これは事実であり、また、田んぼで17ヘクタール、畑で16ヘクタールある。実態として私はこれらに入っていないのかなと思っておりますが、例えば、須賀川近くの遊休地、これは道路1本隔てて、鏡石町は反当幾ら、それで須賀川分は坪幾らという環境であります。農家が一生懸命遊休農地を解消してくれと上から指導があっても、やはりこれは経営に結びつかない。しかしほかには転用できない。

こんなことはちょっと夢の夢ですが、山梨県の北杜市、これなんかは、この遊休農地に太陽光発電を設置して、今、団体でやっているのが1つ大きなやつがあって、もう一つは工事をやっている、それでこれらを農業政策に生かそうという取り組みもなされているようがあります。これは、農地法の関係でかなり厳しいようで、上部機関とも今検討しているような、あるいは交渉しているような状況であると伺いました。あるいは福井県のある市でも、やはり将来的な農地のあり方というものを考えているような今状況でございます。これは全国どこでも同じだと思います。

我が町でも、農振地域を外せといってもこれはかなり難しい。駅東で用途変更に多大な時間を使い、そして了解していただき用途変更になったわけですが、農地に関しては本当に難しい状況の中で、やっぱり町としてこれらをどう有効活用するかに私はかかっている。そして、特にやはり遊休農地が、先ほど申したように商店街のシャッター通りみたいになる可能性もないとも言えない。

今回の農地・水・環境で感じたのは、今回かなり整備というんですか、あるいは整理をし、あるいは地域の環境をつくり上げております。これまでするには大変な労力、今は予算があるからその流れで何とかなる。しかし、その後は、本当に担い手のことを考えると、あるいは後継者のことを考えると、これはとても難しいと私は思っております。であるから、有

効活用できる農地に対しては、やはり行政としてこれは用途変更していただくか、あるいは活用の幅を広げてほしい要望も国あるいは県等をお願いするのも一つの方法かなと思っております。その点、どうか。

あと、この救急関係の件ですが、2階のロビーにある、要するにタクシーがわりに使う、あるいはそれらに似たような方が救急車を利用したというのは、全国で見ると大体半分ぐらいが入院は必要なかったというような内容です。しかし、個人は全くそれはもう判断はできません。これをやはりどうするか。

先ほど、年間に20回、629名の受講者がいたようであります。私は、パンフレット等を使ってやはり各家庭にそれらの対応マニュアル、あるいは、できることならば一次医療でのとりあえぬ電話相談とか、あるいはそこに行って診ていただく。この救急車利用は日中が約半分強であります。その中で一次に行ってもよかったかということは、個人では今申したようにできません。やはり鏡石町内のお医者さん、あるいは自分のかかりつけ医との連携をうまくとるような指導マニュアルというんですか、こういうこともやっぱり考えていく時代かなと私は思っております。

それによって、また、自分には安全なホットラインができるということで、救急車の効率的な活用、須賀川消防署管内では11台の救急車でございます。しかも、東は平田から、西は湯本までと広域にわたっている中での11台でございますので、やはり有効利用をしていただく、あるいは本当に救急車に頼るといふこともやはり啓蒙していくべきだと思います。しかし、一面では自分なりのホットラインを持つようなマニュアルをつくって、そして家庭に配布して、そして協力していただくということも考えてもいいのではないかなと思っております。その点、どうか伺っておきます。

○議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

○都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 7番議員の再質問にお答えを申し上げます。

4号国道の拡幅に伴う流末排水路の整備ということでのお尋ねでございます。

町と国土交通省との協議の中では、今までも何度となく打ち合わせあるいは協議の中で、排水路のみならず町道の取り付け等につきましても、でき得る限り国のほうでお願いをしたいということで、お願いをしてまいりました。ただ、国は国としての設計基準等もございまして、やはり会計検査院等の対象事業でもございますので、なかなかこう厳しい面もあるというようなお話ではございましたけれども、やはり町としましても限られた財源の中で、でき得る限り国のほうでお願いできるものについてはお願いしたいということで、現在までも要望してまいりました。これにつきましては、確かに国道が整備されますと面積も倍になる

ということもございまして、また、舗装のコストについてはまだ明らかにされておりませんが、今後、整備に入った段階でさらに協議を重ねながら要望を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

2点ほどいろいろ事例とか状況とかのお話でしたが、質問についてはこう大きく2点かなというふうな受けとめをさせていただきました。

その1つとしまして、遊休農地を町としてどう活用していくのかというふうな観点でございしますが、今後、耕作放棄地については解消計画というのを策定する義務がございします。この中で、いろいろと国の補助制度もできてまいりますので、それらを取り入れた形で解消計画を策定していきたいというふうに考えてございます。

さらに、国では、耕作放棄地を解消することで自給率の向上にもつなげていきたいというふうな考えも持っておりますので、これらもあわせてその計画の中に盛り込めればというふうに考えてございます。

もう一点につきましては、有効利用の幅を広げる要望などをしてみたいというふうなご質問だったと思うんですけども、これにつきましては、農地以外も含めてというふうな考えもあったかというふうに受けとめさせていただきました。産業課といたしましては、農地以外ではなくて農業振興を図っていききたいというふうな観点でございしますので、これらにつきましては町全体の土地利用計画、町づくりの計画のような場面で、今後機会があればその中で検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、救急関係の再質問であったかと思いますが、救急搬送及び救急搬送先の受け入れにつきましては、過般の新聞報道等で全国的にも話題になっているところでございますけれども、先ほどお話のありましたとおり、タクシーがわりに利用する方についての問題等についても、本町においても例外ではなく、少数ではありますが数件見受けられるところでございます。そちらについては案件が救急案件でございますので、広域消防の中でとりあえず対応をしながら現場に出向きまして、そちらの状況を見て、いわゆる個人病院等に受診を勧めたりというようなことにもなりますが、そちらについても患者の状況もございします

ので、そういった中ではとりあえず病院のほうに搬送するというふうなこともあるように聞いてございます。

その中で、いわゆるパンフレット等の啓発によってそういったものを少なくするというふうなことは一つの手段かと思imasuので、そちらについては今後検討させていただければというふうに思います。

本町の鏡石分署の位置づけが須賀川広域消防の中で広範囲になっている中では、非常に位置的にいい場所にあるということで、隣の天栄、それから玉川等にも広域的に出向いているという状況もございまして、そちらの中では、お互いの連携の中でそちら救急搬送については努めているというふうな状況もございまして、効率的な活用というようなことに努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（柳沼俊行君） 本当に制度上は難しいんですが、農振地域、非農振地域、これらの農地は非農振地域にもあるわけでございます。しかし、やはり農地法が同じく適用されている。やはりそこを制度として幅広く利用できるような検討というんですか、要望というんですか、それをこれからしていかなければ、町の農業者あるいは経営者にとっては大変厳しいのかなと。逆に言えば、今度は農振地域の遊休農地が有効に使われる可能性も、私はその制度によって出る可能性もあるわけです。そういう意味で、今後、やはり農振以外の遊休地に関しては、方向的にそのような考えを上部機関に要望していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（仲沼義春君） 再々質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

農振地域以外の遊休農地を幅広く使えればというふうなことだと思いますが、産業課といたしましては、そういう遊休農地も自給率向上などに関連させまして有効に農業振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、そのおっしゃられている意味もわかりますので、先ほども申し上げましたけれども、町全体の土地利用計画という中では議論する内容かなというふうにも思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（仲沼義春君） 次に、10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 10番議員、木原秀男でございます。

ちょっとのどが痛いのでお聞き苦しい声になるかもしれませんが、ご容赦願います。

消防の件でございますが、常日ごろ、町の消防団と関係者の皆様方には、大変忙しい中、朝な夕なに活動され、感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

きょうは、9月18日の芳賀商店の火災についてと2つの質問を、気づいた点がございましたので謹んで質問させていただきます。

日本の町消防の始まりは万治元年、1658年8月、第4代将軍家綱の時代でございますが、そのころの江戸の町には火災が頻繁に発生し、そして、江戸城の火災や大名屋敷、武家屋敷等の火災が発生するたびに、江戸の町民は大変日夜苦しんだと言われております。そのころ、江戸の世話役をしておりました高野新右衛門という方が火消しの組織の必要性を認識し町奉行に訴えましたが、これがいやいやながら町奉行の監督下において認められたというのが自治消防の始まりと言われております。

そして、その70年後、享保13年、1728年8代将軍徳川吉宗の時代になりますと、町奉行に大岡越前守が登用されます。吉宗は江戸市井に大変関心を示され、目安箱の設置とか、そして町年寄や名主の意見などを熱心に拝聴され、そして、大岡越前守とともに、特に江戸の町の防火体制には興味を示し、防火の必要性を実感し組織の強化を図っていたということでございます。

そのころの江戸町火消しの代表である「いろは四十八組」もそのころ誕生しております。ちなみに、いろは四十八組は、簡単に申し上げますが、江戸の町の隅田川を境にしていろは四十七組を組織させ、特別の1隊をこれを本隊、本組といたしまして、1つ加え48組が誕生したわけでございます。お正月の元旦には江戸深川において、今で言う出初め式がとり行われ、木遣り歌やはしご上りの芸などを披露され、1年の無火災を祈願されたということでございます。

今も時代劇で非常に人気があります幡随院長兵衛や新門辰五郎あるいは火付盗賊改役長谷川平蔵などが盛んに活躍したのはこの時代で、史実であります。

そのころの江戸時代の建物といいますと、江戸城や大名屋敷、武家屋敷などはかわらぶきでございますが、庶民の家は草ぶきや萱ぶき、あるいは屋根ぶきが主であったそうでございます。一たん火災が発生しますと、手がつけられずに燃えるに任せるしか方法がないという

消極的な消防でございます。延焼を食い止めるのが精いっぱいのごさございました。そのため、江戸の火消しは消極的な破壊消防の中、隣の家や、また、まといを目印に長鳶や刺股などを持ち、家の取り壊しや大綱を使って屋根にひっかけ引き倒す方法の消極的な消防しか方法はなかったということでございます。その一番まといを目指して、数々の町火消し同士のけんかが絶えなかったということがこの時代でございます。そして、火事とけんかは江戸の花と言われた憂うつな時代でもございました。その町火消しの消極的な消防戦法は、明治維新まで延々と続くこととなります。

今や、日本は明治維新によって西洋文化に触れ、進んだ消防技術や機械を導入することができました。今までの消極的の火消しから、火の道を直接絶つという積極的な消防に変貌することができたのも、明治維新の西洋文明に触れたためでございます。

しかし、明治維新から今日までの消防技術の開発、発展は目覚ましいものがありますが、また、社会経済の変化も目覚ましく、人員の変化、そして複雑、多岐化する各種災害の発生、訓練も技術も高度なものとなってきておりますが、火を出すのも人間であれば、火を消すのも人間であります。また、機械を使うのも人間、火と水と人間の関係が続く限り、この火との闘いは永遠に続くものと思われます。

我が町の消防団の沿革は、もちろん皆様もご存じのとおり、昭和23年7月、自治体消防として団員200名、ポンプ車1台、手引きポンプ車4台で発足し、鏡石村消防団として組織されました。さらに、昭和27年、町村合併促進法が施行されましたが、依然として独立のままで、昭和37年8月1日、単独で町政を施行するに至り初めて鏡石町消防団と名乗ったわけでございます。このときの勢力は8分団、団員200名、ポンプ車1台、小型ポンプ車9台が配備されております。このときの町の人口は約8,700人でございます。

その後、毎年整備を重ね、現在の第9個分団となったのは昭和55年度からでございます。そのときの人口は1万1,437人で、その年には境工業団地が造成されております。そのときの消防予算は8,610万1,000円でありました。

災害は忘れたころにやってきます。あるいは、災害は私たちの予測のし得ないときに突然降って襲ってきます。そして、住民の生命、財産を一瞬のうちに奪い去ってしまいます。

去る9月18日、鏡石中央の芳賀商店から午後8時50分ころ出火しました。鎮火時間は約9時17分ということでございますから、この間27分間の攻防戦でございました。この時間帯には、主婦の店にはまだ9時まで営業しておりましたので、人通りも多く、通報が早かったせいか、素早く消防団も駆けつけ消しとめたことは不幸中の幸いだと思っております。

問題は、先に駆けつけた町第3分団のポンプ車が、一番乗りで駆けつけたにもかかわらず放水できなかったという事実でございます。後から駆けつけてきた常備消防車の後塵を浴びたということでございます。原因は人的ミスか、機械ミスか、また、機能の故障かというこ

とでございますが、このような万が一の災害に対して、町消防団の皆さんは常日ごろから真剣に訓練を重ねてきております。大変悔しい思いをしたのではないかと感じております。しかも、9月7日には町を挙げての大規模な消防訓練を実施しております。そして、その前の月の8月24日には県消防操法大会がございまして、この地域の代表として第3分団は県大会に出場しておるといことです。

その優秀な分団が操作ミスをしたのか、また、機械のミスなのか、古いポンプ車のためなのかはわかりませんが、人間にはミスがつきものでございますが、事が事だけに、関係者ともども真剣に十分に反省する必要があるのではないかと感じております。

そこで、質問を申し上げます。

1つ、なぜ第3分団の消防ポンプ車は耐用年数が一番古いのか。町消防ポンプ車の一覧表を見ますと、1分団から9分団まで合計13台、ポンプ車、小型ポンプ車、可搬式、ずらりと並んでおりますが、耐用年数があるかないかは知りませんが、非常に年代物がそろっております。一番古いのは第3分団のポンプ車、昭和61年2月24日登録、22年7カ月経過しております。しかし、走行距離は1万6,391キロメートルしか走っておりません。年間に直せば745キロメートルでございます。1日約2キロメートルしか走行していないという全くもったいない話ではございますが、しかし、このポンプ車のメーカー日産サファリ車は今製造中止、万一故障した場合は部品があるのか、いざというときに役に立つのか、どんなものだろうというふうに考えております。

(2) なぜ第3分団には小型ポンプ車可搬式が配備されていないのかということでございます。町消防団のテリトリーは、一応町は町で絶対的なものを網羅していると思っておりますけれども、分団がある以上は多少のテリトリーはあるのかなと思っております、第1区から4区まで、1,100世帯数、人口約4,000人の財産と生命を預かっております。狭い道が多い駅前地区においては、小型ポンプ車の配備が必要なのではないかと思っておりますので、お伺い申し上げます。

3、今後、町消防車購入の年次計画はあるのかでございますが、ここに、天栄村と矢吹町の消防用自動車の一覧表がございます。天栄村は地域的な特徴があるためか、6,301人の人口に対しては合計22台でございます。しかも新規車が多い。平成18年4台登録されております。これは可搬車でございます。その2年前には、これも新規車4台が登録されております。年次計画で購入していると見られます。一方、矢吹町は人口1万8,716人、10月1日現在ですが、合計27台あります。これは第3分団までではなく、恐らく地域ごとに班編成されていると思っておりますが、おもしろいことに、姉妹都市であります三鷹市より随時10台のポンプ車を譲り受けております。そういう消防ポンプ車の利用方法、購入方法もあるのだなと感心する次第でございます。今後、消防車購入の年次計画はあるのかでございます。

4番、町には消火栓261カ所、防火水槽85カ所ございますが、年何回、だれによって点検

されているのかお尋ねしておきます。消火栓はマンホールとなっておりますから安全でしょうけれども、防火水槽は、ある地区などによりますと草ぼうぼうでどこに防火水槽があるのかわからないような実態で、あってもなくてもいいような状況のところはかなりありました。それは上水道の関係もございませうから、その辺だと思ふんですが、点検はだれがなされているのかということをお尋ねしておきます。

5番、住宅火災警報機設置義務でございますが、いつまでつけなければならないのか。そして、どのように周知徹底させるのかの件でございますが、住宅火災警報器は熱や煙、あるいはにおいなどを察知し火災を知らせる方法で、火災から家族やみんなの命を守るというふうなもので設置が義務づけられました。また、反面、昨今、振り込め詐欺まがいの商品が横行しておりまして、先日も、地上波テレビ放送などデジタル放送に完全に移行するのを見込んで、高齢者から高額の調整料や工事代金を請求されたという報道が見られております。町民にはどのような方法で周知徹底させるのかをお伺い申し上げます。

6、管内火災予防への取り組みの中で、というふうなことで、過日、新聞等に載っておりましたが、高齢者宅訪問による二方向避難の周知及び防火広報時における隣保共助体制の確立などが発表されておりますが、どのようなのちよっと説明を加えていただきたいと思ひます。また、周知徹底はどのようにして図るのかお伺い申し上げます。

それから、大きな2番、白鳥の飛来地、高野池の白鳥のえづけと鳥インフルエンザH5N1型の関係についてご質問申し上げます。

きのうもテレビのワイドショーでやっておりましたが、近い将来に大流行されると懸念されております鳥インフルエンザでございます。この新型のインフルエンザは渡り鳥から感染すると言われておりまして、特に免疫力がない10代、30代の死亡率が70%と非常に高いと言われております。食料やマスクを自宅に買い置き、外出を控えるのがベストだと言っておりますけれども、そうもできないのが昨今でございます。

ことしも、我が町高野池には、近辺の冬水田んぼに遠いシベリアから飛来してきた美しい白鳥が羽を休めております。そして、少々のえづけの姿も見られます。その美しい白鳥にベトナムなどで発生した強毒性高病原性鳥インフルエンザが発生しております。日本でも、4月から5月にかけて、十和田湖のほとりで2羽の白鳥から鳥インフルエンザに感染した白鳥が確認されております。

この鳥インフルエンザの怖さは、まだ日本ではワクチンを本格的に持っていないということでございます。今、実験の段階でございますが、ことしの夏の8月から、厚労省の研究班は、感染指定医療機関や検疫所の職員らに接種し、安全性が確認されれば医師や医療従事者や警察にとライフライン関係者に接種し、ここでも安全性が確認されればということで一般国民への拡大というふうには検討されているということでございます。最大の予防は、渡り鳥

や鳥類に接触しないということですが、我が町の高野池の白鳥へのえづけ対策はどのようになっているのかお伺い申し上げます。

大きい3番目、鳥見山多目的グラウンドの利用についてでございますが、多目的という名のつくものは、多目的ホールとか多目的協議とかございますが、行政的な用語ではないというふうなことが語られておりますけれども、町民の率直、素朴な疑問でございます。多目的という意味は、やはり多目的な人に貸し出すとか、多目的の種目に利用してよろしいのではないかと町民は思っております。現に、料金一覧表も確認しております。いかがなものでしょうか。多目的グラウンド、この意味についてと、一般町民に貸し出しをするのかどうかお尋ねします。

第1回の質問を終わります。

○議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1の消防行政についての中の（1）の第3分団の消防ポンプ車については耐用年数がなぜ一番古いのかでございますが、ご質問にありましたとおり、第3分団の消防ポンプ車につきましては昭和61年2月に取得いたしましたして、現在22年有余が過ぎてございまして、ポンプ車の中では一番古くなってございます。ポンプ車等の更新につきましては、消防施設整備計画の中で最も古い順から順次更新していくわけでございますが、いわゆる更新時の車両の状況を見ながら現在に至っているところでございます。

次に、（2）のなぜ第3分団に小型ポンプ車可搬式が配備されていないかにつきましては、現有の資機材並びに広域消防組合での消火活動を優先しておりまして、団員の配置並びに行政区内の地域性から可搬式の小型ポンプ車が配置していないのでございまして、特に今のところ配備計画はございません。

次に、（3）の消防車の購入の年次計画についてでございますが、消防団の定期的な機械点検、こちらにつきましては、毎月1日と15日をベースに機械点検を行っておりますが、資機材の維持に努めてございまして、（1）の答弁のとおり、整備計画の中で順次更新してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、（4）の消火栓及び防火水槽の管理点検は万全かについてでございますが、ご質問にありましたとおり、消火栓につきましては現在町内には261基、防火水槽につきましては86基を町が管理してございます。それらの管理につきましては、須賀川消防署鏡石分署におきまして、消防水利調査といたしまして実施しておりまして、不良箇所について報告を受けながら随時不良箇所の解消に努めているところでございます。

次に、住宅用火災報知機の設置義務はいつまでかのご質問でございますが、新築住宅につきましては平成18年6月1日からでございます。また、既存の住宅につきましては、平成23年5月31日までに設置義務が課されてございます。こちらの周知、広報につきましては、既に町の広報紙、それから、広域消防組合、町との連携によりますチラシ等により住民にお知らせしているところでございます。

次に、(6)の火災予防への取り組みについてのご質問でございますが、広域消防本部が防災対策会議を開催いたしまして、構成市町村、消防団、防火委員会が一体となった指導と広報紙の作成、配布による火災予防を実施しているところでございます。また、春、秋の全国火災予防運動期間には、鏡石分署、町健康福祉課、包括支援センター、社会福祉協議会の職員がひとり暮らし老人世帯を訪問し、指導しているところでございます。ちなみに今年度は11月14日に16世帯を訪問してございます。さらに、各種団体の会議に消防職員が出向きまして、住宅火災の現状や火災報知機等についての説明をいたしまして周知を図ってきているところでもございますし、今後もこういった啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、大きな2番の高野池の白鳥のえづけと鳥インフルエンザウイルスの関係についてでございます。

鳥インフルエンザウイルスは、先ほどご質問にもありましたが、ことしの4月には十和田湖で、4月、5月には北海道で感染が判明しております。これを受けまして、環境省では都道府県に監視体制の強化を指示、要請し、十和田湖周辺並びに保有状況の追加調査を実施いたしました。その後は感染した鳥の報告はございません。環境省の見解によりますと、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密な接触の特殊な場合を除いて通常では人には感染しないと考えられております。

高野池の白鳥飛来はことしで30年目を迎え、毎年約1,000羽の白鳥が関係者皆様のご理解、ご協力により越冬することができております。今年度の高野池においては、関係者と協議をした結果、1日2回のえづけは継続して実施をし、見学者においては駐車場からの見学のみとすることといたしましたのでご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○教育長（佐藤節雄君） 10番の木原秀男議員の質問の3番、鳥見山多目的グラウンドの利用についての質問についてお答え申し上げます。

鳥見山多目的広場につきましては、鳥見山総合公園事業の中で、また、平成7年の福島国体のサッカー大会の会場として、陸上競技場とあわせて造成工事が行われ、芝生の多目的広場として平成5年度に完成しました。

体育施設条例の中で、この多目的広場について2つの区分を設けて使用料を定めております。1つは体育競技を目的とする場合、それから、もう一つは体育競技以外を目的とする場合というふうに2つに分けて使用料を定めております。現在も芝生を張った多目的広場として利用していただいておりますし、今後も芝生の状態が保たれる使われ方として多目的な用に供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

まず、消防行政についてですが、（3）年次購入計画、あるというふうな答弁でございますよね。一番新しいのは7年前の第5分団のポンプ車です。年次計画があるのであれば、一番新しいのは7年前だから、買ったのは、これ空白あります。この辺を私は重点的にお聞きしたかったんです。

ただ、これ消防ポンプ車が、可搬式もそうでしょうが、古くなればなるほど、タイヤにすればタイヤは10年の一応耐用年数だそうです。それで、それ以上は強くはつくっておかないそうです。酸素が少なくなりますとパンクしやすくなる。部品関係はやっぱり10年くらいですって。やっぱりオイルシールやそういうふうなものは、その都度2年ごとの交換というふうなパーツのめどでございます。ですから、万が一の場合に備えて管理を徹底させていただければ、特に耐用年数にこだわらなくてもよろしいかとは私も思います。ただ、管理は大変だと思ふんです。

年次計画、この7年間空白がある。年次計画があるにかかわらず空白がある。またまた古いやつがバンバン、これすべて第5分団のを省いては年代物となっております。

それから、大きな2番の分団構成の見直しはあるかということ質問したいんですけども、要するに、定員208名マイナス35、そして成田のほうが非常に減っています。ですから、こういうふうな少子化の時代ですから、ある程度の駅前第3分団と笠石とか豊郷、成田とか、そういうふうな分団の構成の見直しは考えられないかというふうなことでございます。

それから3番目、今、ニプロや大型工場が建っておりますけれども、また、イオンとか大きな商店でございます。先ほどの木賊課長の中でもちょっとあれは伺いましたけれども、これ、

例えばニプロなんかあんなに大きいんですから、うちの消防車なんか太刀打ちできないです、これ。だから、常備消防との連絡はどのようにされているのか、もう一度よろしく説明願います。

そして、その他の行政の大きな2番の鳥インフルエンザについてでございますが、それはそういうふうな考え方はまずいと私は思いますよ、聞いたから大丈夫だなんていうのは。これ突然変異ですから、昔は動物の病気は人間にはうつらなかったと言われておりました。しかし、うつっているじゃないですか。だから、どこどこに聞いたからって安心できるわけがないんじゃないですか。そこを私言っているわけです。

鳥インフルエンザに近隣市町村で1人でも発生した場合は、幼稚園、小学校、中学校は休校になるのか。それ1つお尋ねしておきます。安易な考えではまずいと思います、これから冬場にかけて。大変だと思いますよ。

それから、大きな3つ目、多目的グラウンドの件についてですけれども、これは私も調べたんですが、例えば大きな陸上競技場のわきには多目的グラウンドという練習場みたいな感じのやつは必要であれば必要なんです。だけれども、それは一つ大きな球場の周りにそれくらいのそういうふうなものがあっていいんです、これ練習場ですから、いわば飾りです。それが、ただ、多目的グラウンドになっていて料金体制もあるから、そしてこれちょっとおかしいなと思ったのは芝生を植えてある。だから、これは町民には貸し出ししないなと思っていたの。その辺が行政の難しいところかななんていうふうな、微妙なところかななんていうふうに思っております。

だから、芝生の手入れも大変じゃないのかなと。貸し出し、飾っておくのも大変だけれども、芝生の手入れも大変でしょう。金かかっているでしょう、ただじゃないでしょう。だから、その辺を多目的に利用するには町民に貸し出ししてもいいんじゃないかなというふうに思っておるんです。

これで第2回目の質問を終わります。

○議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

消防行政の中で、消防車の年次計画というふうなことでのご質問でございますが、最新で購入したのは第5分団の平成14年10月に登録したポンプ車でございます、もう既に5年11カ月ということで経過をしてございますけれども、こちらの中等を見まして、本町では、それに次いでは、平成13年の第4分団並びに第7分団の可搬式の積載車が新しいものになってございます。

広域消防の施設整備の中で消防ポンプ車の更新の内規がございまして、こちらは15年経過で検討、見直すというふうなことになってございまして、施設の状態を見てということで、走行距離の一番最少なのは4,200キロぐらいになっております。それから、最大で走行距離一番あるのが2万2,000キロでございまして、22年過ぎた中での走行距離も大分まだ少ないというような状況がございまして、車両の状況等を見ながら更新をしているというような状況ではございまして、逐次車検もございまして、車体が古くなれば当然部品等の物品が高くなって、車検等が増高してくるというような状況もございまして、そういった中身も勘案しながら、施設整備計画の中で順次考えていきたいというふうな考えてございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、各分団の構成の見直しについてでございまして、こちらについては、今現在行われております行政財政改革の集中プランの中にも、各分団の組織構成のあり方というふうなことが検討項目になってございまして、そちらの中で検討してまいりたいというふうにも思つてございまして。

それから、3点目のイオン、ニプロ等の高層建物等についての対応でございまして、そちらにつきましても、当然、建物建築に当たっては建築確認申請の中で消防署との協議もございまして。そういった中と、いわゆる常備消防とのかかわりの中で、当然はしご車等の指導もしなければならぬというようなことにもなりますので、そういった連携は常に連絡調整図っていくというふうなことでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

鳥インフルエンザウイルス関係でございまして、これにつきましては、死亡率も高く大変怖いものだというふうな認識はしておりますが、今後、えづけに当たって、それから白鳥を見に来られる方等の注意喚起ということで、立て看板の設置などで注意喚起を図るとともに、えさの給餌の際には手袋とかマスク、さらには長靴等の消毒の準備もする予定で対応したいと思ひます。

さらに、学校の休校につきましては現在確認はしておりませんでしたので、確認をしておきたいというふうな思つております。

以上でございまして。

○議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○教育長（佐藤節雄君） 10番の木原議員の再質問にお答え申し上げます。

鳥見山の多目的広場の利用でございますけれども、つくられたときに陸上競技場とあわせてサブグラウンド的な位置づけとして、両方とも芝生を張った中で行政区行事開かれております。現在も、県下の少年の交流大会、それから中体連、それから高校の競技大会というようなことで、陸上競技場とあわせた多目的広場で両方開催されるということで、一体的に利用されているというのが現状でございます。

そのほか、サッカー競技のほかにも利用もされておりますけれども、今のところは芝生を張った中での多目的広場ということで利用をしていただきたいというふうに考えております。体育競技以外の競技についても利用については考えておりますので、そのようなことで今のところは考えております。

○議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 時間がありますから、ちょっと、これは私の時間ですから、常備消防の誕生も調べたんです。

寛永6年、1629年、3代将軍家光のときに奉書火消、まずこれが常備消防の出発、これは、奉書というのは将軍の命令書ですから、これがないと出陣できない。江戸城や大名屋敷、武家屋敷の火災を中心につくられた消防火消しが奉書火消、寛永6年にできております、家光のときに、それは江戸城や大名屋敷、武家屋敷を中心に火を消す。

それから寛永20年、1643年、これも3代将軍家光のときですが、大名火消が誕生しております。これは、要するに幕閣の指定した地域の大名屋敷しか火消ししない、こういうふうなことで、庶民の火災なんかは関係ないというふうな感じですね。

それから方角火消、ある方向、あっち方向、こっち方向、これは享保7年、1712年6代将軍家宣のときに誕生しております、方角の火消し。これも江戸の町を5方向に分けて分担大名を決め、老中及び目付役が指揮をとる、これも悠長な火消しのようです。

そして、次に所々火消、これも3代将軍のころ、秀忠将軍とゆかりのある火災のみを消火していた、3万石以上10万石以下の譜代大名が15人で構成というふうになっております。

それから、火災の原因の一つはたばこの火、これは、2代将軍秀忠のころオランダ人が持ち込んだそうです。だからいつになってもたばこの火が火災の原因になっている、第1番。2番目はろうそくの火だそうです。たき物が草、わら、萱の時代ですから、倒れると火がつかます。原因はかまどの火、煮炊きしたすべてのかまどは今のような強固なものではなかったというふうな感じだったそうでございます。4番目は、大変これはあくどい火つけ、放火、ですから、火付盗賊改役長谷川平蔵が出て活躍した時代でございます。

それから、江戸の三大火消し、火事ということでございますが、明暦3年2月、1657年、

4代将軍の家綱のころ振袖火事が起こっております。この損害が大きい。損害、焼土の広さ22里8町、消失戸数2万戸余り、焼死者2万人余りとなっております。これが振袖火事です。それから、明和9年、1772年、10代将軍家治のころ江戸の3分の1を焼き尽くした目黒行人坂の高円寺から放火、旗本屋敷169軒、町数934町、寺数382カ所、焼失者1万4,700人、鏡石の人口少々ですね、死傷者6,741人、行方不明者4,060人となっております。それから、文化3年に、1806年、11代将軍家斉のころですが、泉岳寺門前の、これも火つけ出火となっております。焼失面積は幅7町、約800メートル、長さ2里余り、約8キロメートル、焼死者1万2,000人というふうに、江戸の三大火事はこの3つであるというふうなことでございます。

年次予算の件でございますけれども、一応わかりました。それで、その7年間の空白が、結局そういうふうな間に、いわゆる大きな火事とか損害とかなければよろしいかとは思いますが、確かに大変財政厳しき折、縮小均衡型の予算とお見受けします。攻めの予算というふうに町長はこの前発表されておりました。小さいことでも攻めて、そういうふうなところに対費用効果を見出すというふうな攻めの予算というふうに発表されておられます。

しかし、これもいつ起きるかわからない計画、しかし、これは20年後、30年後の見通しはつかないけれども、やはり何とかもう少しほかのものを削って、例えばこの町の車が、私が見ればやっぱり余分な車があるのではないかなというふうに思っております。そういうふうなものを引き締めて、少しでも、やはり長い目で見て町民の役に立つような、ましてや消防団員が少なくなっておりますから、消防団の喜ぶようなそういうふうな消防行政をやっていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 10番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

ただいま施設整備計画の中での順次の更新というようなことで、消防力の強化というふうなお話だと思います。執行といたしましても、住民の安全・安心づくりというふうなことで、いわゆる団員の確保も含めまして、これから消防力の強化に努めてまいりたいというふうにも考えてございますので、議員の皆様のご協力もさらによろしくお願いしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（仲沼義春君） 次に、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。
13番。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ことしの最後の一般質問で、3番目に質問させていただきます。
13番議員の円谷寛でございます。

2008年最後の一般質問ですから、この1年の特徴的な出来事などを振り返りたいところではございますが、いろいろ時間の関係もございますので、さらに、町長が大分、町長の説明で出来事を振り返っておられますので、その辺は省略して、私は9月定例会以降の情勢について2つの問題、国際的な問題と国内的な問題に触れておきたいというふうに思います。

この間、国際的には大変世界史に残る大きな出来事が2つあったというふうに思います。1つはアメリカにおける金融危機であります。アメリカが発生源で、それが世界中に拡大をして、1929年以来の恐慌は既に始まっているんだというふうな識者の指摘もございます。この後どのようにこれが展開していくのか、世界中が大きく動揺しているところでございます。

金融工学などと称して、あたかも金をどんどん生むかのような幻想を与えてきたアメリカを発信地とする新自由主義、その産物であるいわゆるカジノ型とも称される金融システムというものは物の見事に破綻を来して、これが実体経済にもどんどんとその影響を広げているところでございます。

世界一の巨大企業ゼネラルモーターズを初めとするアメリカのビッグスリーの経営も危機に瀕しておりまして、先日は議会にビッグスリーの幹部が救済の申し入れをしたところでございます。しかし、その中で議員から指摘をされたのは、このワシントンに自家用機で乗り入れるとは何事だと、非常に考えが甘い、国民の税金を出してくれと言いながら、自分たちはその自家用機でワシントンに来ているのではないかと、その姿勢こそ問題だなどと厳しく追及をされる始末であって、いわゆるかつてのビッグスリーの経営者には全く何の疑問も持つすべのなかったことが、今批判の矢面に立たされている状況にあります。

アメリカのビッグスリーが破綻をすると、400万人の労働者、いわゆる下請企業や関連を含めるとこのような数になるそうですが、影響を受けるというふう言われております。何でも借金で物を買うというのはアメリカ人の生活のパターンになっていますから、金融危機によりローンが組めないということは物を買えないということでありまして、これは、当然日本の車も家電も売れなくなるわけでありまして、これから日本にも大不況が到来するという事はもう火を見るよりも明らかでございます。

もう一つの大きな出来事というものは、アメリカの建国以来、初めて黒人大統領が生まれるということが11月4日に決まった出来事でございます。来年の1月20日から任期が始ま

るアメリカ第44代大統領に47歳のバラク・フセイン・オバマ上院議員が選ばれたということで、これはまさに歴史的な出来事であるというふうに思います。

ケニア生まれの父を持つオバマ氏は、母の再婚により小学生時代をインドネシアで過ごしたこともあると、また、大学の卒業後はシカゴの低所得者の住む地域で草の根活動家として政治にかかわりを持つことになったという経歴、今までのアメリカ大統領にはない特異な体験の持ち主であると言われております。

彼の当選に対して、反対陣営であったはずの人々からのお祝いの言葉が、大変私は興味深いというふうに思いました。まず、ブッシュ大統領でございますが、オバマ氏の当選は四十数年前の公民権運動を知るものにとってはまさに感慨深いものです、というふうにブッシュ大統領は申しております。と申しますのは、ご存じのとおり、1965年、黒人運動の指導者マーチン・ルーサー・キング牧師が、警官隊の暴行を受けながら死の行進を行って、投票権の平等などを勝ち取った公民権運動を指しているのであります。それまでは、白人と黒人というのは公園の水飲み場も全く別で、一緒のバスには乗れないとか、さらに、黒人の子供が白人の水飲み場などを使うものだったらば、その親が厳しい体罰を与えたというふうに言われています。それはなぜかという、その黒人の子供が白人の水飲み場を使うということは、親が罰せられたんですね。ですから、親は必死になって子供をしかったり体罰を加えていたというのが四十数年前のアメリカの事実だったわけでございます。これは、全く画期的なことだということをブッシュ大統領自体が申し上げているわけです。

もう一人は、アメリカ政府の政権のナンバーズリーといわれるのが国務長官であります、ライス国務長官であります。私は、オバマ氏の当選を同じアフリカ系黒人として大変光栄に思いますというふうに述べています。ブッシュ大統領の片腕として全くアメリカの戦争政策を推進してきた、私は非常に憎むべき政治家だというふうに考えてきたんですけども、考えてみれば、このライス国務長官が黒人でも要職を果たしてきたということは、白人の黒人に対する偏見というものを和らげる一つの露払いの役目を果たしてきたのかなという思いをしているのでございます。

これは余談になってしまいましたけれども、何より大事なのは、これからオバマ大統領は、アメリカという世界の超大国をどんなふうに誘導していくのかということが大事なことだろうというように思うんです。ブッシュ大統領の8年間は戦争に次ぐ戦争で、軍事費ばかりをふやし続けたあげく、国民生活の予算はどんどん削って格差がどんどん広がり、病院にもかかれぬ、いわゆる医療難民というもの的大量に続出をしたというふうに言われています。さらに、毎年100万人の失業者が生まれ、そして路頭に迷う人々がたくさん出てきているというふうに言われています。オバマ氏はそれらの政治をチェンジをすると公約し、その期待を一心に背負って当選したわけですから、それらの課題に取り組むということは間違いない

というように思い、期待もするわけである。

しかし、気になることも多々あるわけでございます。本当に変革を実行するには、軍を率いるスタッフや経済政策のスタッフにブッシュ政権の残渣というものを本当は残してはならないというふうに思うのですが、即戦力とのイメージからか、かなり問題のある、いわゆる我々から見れば新自由主義ではないのかと思われる人々が入っていることが大変気になるわけでございます。

また、イラクからの撤退というのは最初からの政策でございます。そしてオバマ氏がこれだけの支持を得た、だれしもがヒラリー・クリントンが優位だというふうに思っている中で、オバマ氏がこれだけ伸びたということは、イラク戦争に終始一貫反対したというのが最大のポイントだったわけでございますが、イラクからの撤退は、これは当然やるだろうというふうに思うんです、期限まで定めて公約しているわけですから。しかし、アフガニスタンに対しては軍をどんどん増派していくんだと、さらに、そのための軍事費も拡大をするんだという主張をしていますし、さらには、スタッフの中にイランの核開発は武力を使ってもやめさせるというような主張をする顧問がついているということも大変気がかりでございます。

ともあれ、我々は平和憲法を持つ日本国の国民として、アメリカの言いなりをやめて、自主的で平和的な日本を目指して主体的に行動する、そういう日本の政治を実現することが当面何よりも大切だというふうに思うのであります。チェンジを掲げたオバマ氏の所信がいつまでも継続していくことを我々は見守りたいと思います。

9月24日、総選挙で自民党のいわゆる選挙の顔になるとして、自民党総裁選挙で圧勝した麻生太郎氏ですが、3年前の総選挙以来4人目の首相になったわけでございますが、当初、あの明るいキャラで高い支持率を持って、その支持率の下がらないうちに解散総選挙を行って何とか自公政権というものの延命を図ると、そういう考えで総裁にし、さらに14日には総理大臣にしたはずであったわけでございます。彼自身も文藝春秋の記事でそういうことを、小沢と戦うんだということを再三強調しておりましたから、そのつもりだったわけでございます。

ところが、自民党が各選挙区ごとの候補の選挙情勢を調査をしたところ、大変厳しい、政権維持は難しいという結論が出されたと週刊誌などには書かれております。そのとき、さらにアメリカを震源とする金融危機が発生し、彼に格好の口実を与えてくれたわけでございます。いわゆる100年に1度の経済危機だと、それへの対応こそが最重要課題だと、政局より景気、経済対策が基本なんだということを述べて、解散の先送りをしながら、10月30日に追加経済対策の発表となったわけであります。

その目玉が2兆円の定額給付金の支給であります。確かに生活の苦しい国民は、1人当たり1万2,000円とか2万円とかの現金は、くれるといたら喜んでもらう人が多数派である

うと思うのでありますが、しかし、本当にこの政策は国のすべきことであるのか、多くの識者はマスコミなどで強く批判をしております。しかも、その財源はおよそ3年後の消費税アップという種明かしまでしてしまっているわけございまして、これでは本当に喜べる人はどれだけいるのか。

折しも、マスコミでは、妊婦が救急車で病院に当たってもみんな受診拒否をされて亡くなっているというふうなニュースや、いわゆる自動車産業を中心とする派遣社員が大量にリストラをされて、中には宿舎も追われるために行くところがないと、そう訴えているニュースが報道されているわけでありまして、この人たちがもっと人間らしく生きることのできる社会づくり、そのようなものにこそこのようなお金は使われてしかるべきではないのかと思うのは、私1人ではないと思うのであります。

株価暴落で大分目減りはしているとは思いますが、その暴落前には、日本人の金融資産は1,400兆円とか1,500兆円とか言われてきたわけございまして。老後の不安をなくして安心して貯金がなくても生活できるような社会にすれば、そのような金は内需に向かうはずであります。老後の不安があるから、みんな貯金を崩せないんです。そういう金を、安心して老後を暮らせるようなそういう社会づくりのために使えば、それこそ本当の景気対策になるのではないかと私は思うわけございまして。

この定額給付金を含めた二次補正予算を本国会に上程しないということを、また首相は言明をし、これが自民党内においても強い批判を受けて、首相の求心力を著しく弱めつつあるわけございまして。経済対策を早急に講ずるために解散はしないと言ってきたのに、そのための二次補正予算を出さないということは理解できないと、こう鋭く迫る渡辺喜美衆議院議員などの主張は、非常に国民にわかりやすい話であるというふうに思うのであります。これは、本音や多くの失言、あるいは漢字の読み違いなどなどにより、一日一日麻生内閣の支持率は減り続けており、ある評論家は、任期満了まで解散はできないのではないかとというふうに談じております。政権を失うのがはっきりわかっているならば、何も解散などはやらないで、一日も長く権力にしがみついておこうという、こういう気持ちはわからないわけではありませんが、何とも醜い日本の姿ではあると思うのであります。

私は、先日、仙台で、元埼玉県議会議長をやったり志木市の市長を経験した、今はそれをやめて、地方議会活性化こそ日本の地方自治のために大事なんだということで、地方議会活性化のために全国を歩いて研修や講演をしている穂坂邦夫さんの研修に参加してまいりました。彼も元自民党埼玉県連の幹部であったわけですがけれども、最近、自民党埼玉県連の幹部と話をしたらば、その幹部は、埼玉には小選挙区が16ありますが、その中で当選確実な自民党の候補者は3人か4人しかいないと語っていたという話を聞きました。無党派層の自民党離れが特に今回顕著であり、埼玉、神奈川は特に無党派層が多い地域なので今回は特に厳し

いということも申しておりました。

総理大臣の息子や孫が、3人も続けて選挙の洗礼も受けないまま首相となり、そして、庶民の悩みとか苦勞の知らないそういう人間ばかりが日本の政権トップに座り続けて、国民の格差はどんどん拡大し貧困も大変拡大をしています。これは、一日も早い政権交代こそがこの日本の政治をまともなものに変えるチャンスではないのかと私は思うのであります。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、初めに、国保税を安くするために町の取り組みはの件について質問をいたします。

9月議会の決算の中で明らかになったように、大ざっぱな数字ですが、30%の国保税が未納になっている。もうちょっとあったはずですが、今大ざっぱに言って大体3割の国保税は未納だということでございます。この中身を考えるに当たって、これは払わない、中にはそういう人もいるかも知れませんが、しかし、払わないのではなくて払えないというのが多くの町民の実態ではないかと私は考えているわけでありまして。なぜならば、この国保税を払わないと医者にかかるときに10割を負担しなくてはならなくなるわけです。ですから、これを払わないということは、本人もまさに深刻な状態にあるとしか私は考えられないのであります。ここをやはり我々はまず押さえておく必要があるのではないかと思うのです。

次に、その国保税を安くするためには医療費をいかに安くするのか、町民の健康づくりの取り組みをどう強化をするのか。早期発見、早期治療のための健診の強化や、医者のかかり方へのPRの強化や徹底、例えば、私が何回も言っているのはジェネリック医薬品の推進とか重複受診の抑制などなどそういうPRなどの強化、さらには、この高過ぎるといふ国保税が特に私は深刻ではないのかと思われるのは、リストラなどで職を失った人々の国保税が大変私は問題でないかと思うのです。

それは、国保税というのは所得税と違って1年おくらせて前の所得に課税をされるんです。ですから、前に給料をもらっていて働いたそういう金額に応じて課税をされるわけです。そのためにも、政府管掌の健康保険などには、あるいは共済もそうでしょうけれども、2年間の延長というものが認められているという制度があることも承知しております。ただ、これは雇用者側の負担を含めた、今までの保険料の2倍も取られることになるわけです。これをやはり負担をし切れず、その制度も利用できないという人もあるだろうというように思うんです。ですから、この人々を、我々はどのようにして払えるようなそういうシステムをつくっていくのか。少なくとも、前の年に所得があったから次の年に所得がなくなったときに高い国保税をかけている今のあり方というものは、もう少し検討していかないとならないのではないかとこのように私は考えるわけでありまして。

次に、2項目めは米の生産調整への取り組みについてでございます。

米の過剰というものは、ことしの作況指数は県全体で100とかということでございました。

が、やはり豊作であったことは間違いない。しかし、そこで問題になることが起きるわけでごさいます。米価は今、食糧管理制度の廃止によって、市場原理によって決定をされる仕組みになっているわけであります。そうである以上、その方策あるいは過剰生産というのは米価の下落となって農家にはね返ってくることは明らかであります。

今問題になっているのは、我が町は特に水田の稲作から他の作物への転作が極端に少ないということが、県内でも本当に話題になるくらいのパーセンテージになっているわけでごさいます。それはなぜなのか、ここをやはり深く考えて、原因を分析して、そして対策を講じなければならぬというふうに私は思うのであります。

転作の割合というのは、今非常に大きくなっているんです。本当に農家の経営がそれだけを達成した場合は、ほかに有効な転換作物があれば別ですけども、そうでない場合は農業が成り立たない。本当に廃業するしかないというくらい高い割合で転作の面積が割り当てられるわけでごさいます。非常にこれは現実離れをした内容でごさいます。やりたいと思ってももう継続できないんですね。機械の借金も払っていかなくてはならない、そしてまた、生計費もその中からつくり出さなくてはならないわけですから、そんなことをやっていたら本当に生活が破綻をしてしまう、これが多くの農家の実態なんです。ですから、そこをもう少しやはり現実味のあるそういう政策にしていかないと、これはだれも受け付けなくなってしまうんです。

ですから、私はここで強調したいのは、100%は達成しなくても、転作に少しでも努力をし協力をした人には、それなりの助成をする政策を町は講ずるべきではないのかというふうに私は考えるわけです。そうでなくて、勝手に半分近い転作面積を割り当てて、100%達成しなければ一銭も補助金は出しませんよと、こういうことをやっていけば、どんどん転作をやる人がいなくなって町の転作達成はますます遠のいていくわけでごさいますから、ここは抜本的に考えていかないと、もう少し農家の立場に立ってもっと本当に農家が実践できるようなそういう施策としての転作、そういうものをやはりやっていかないとならないのではないかとこのように思うわけでごさいます。この辺について、町は真剣に検討すべきであるということを強調したいわけでごさいます。

次に、大きな3項目めは、自治基本条例の制定についてであります。

北海道のニセコ町、ここで最初に自治基本条例というものが制定をされました。全国的に話題になりましたが、今あちこちの自治体でこの自治基本条例の取り組みが進められております。自分たちの町は自分たちでつくるんだ、いわゆるそういう自治体の憲法とまで言われるこの自治基本条例が、今、あちこちの自治体で、できた市町村もありますけれども、今検討中の自治体はたくさんあります。私の知っている議員の他市町村の仲間でも、こういう問題について勉強会をやっている、そういう人たちからの案内の通知などもいただいております。

す。勉強会に出てくださいというような通知もいただいているわけでございます。ぜひ、我が町においてもこの自治基本条例を制定をして、町民みんなでこれからの自分たちの町をつくっていくんだ、そういう決意をこの条例の中に込めていくべきではないのかというふうを考えるわけであります。

そのためには、もちろん、基本条例の制定に当たっては、町民一人一人が自分たちの町は自分たちの手でつくるんだというそういう主権者意識、そういう自覚を高めるために十分な討論を保証することが最重要であると私は考えるわけであります。そして、その討論を保証するためには十分な時間をかけて討論すべきであって、これは一日も早い着手が望ましい。そうでないと、他町村でいっぱいできてからやるようでは討論の時間がないということになってしまいますので、やはり今からこういう基本条例を定めた先進地などをじっくりと研修などをして、そういうことを勉強して、そういうことも含めてこの問題提起を私はこの場でしておきたいと思うのであります。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） ここで、議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時15分

開議 午後 1時00分

○議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

3番の自治基本条例の制定についてのご質問でございますが、町では、これまで鏡石町総合計画、そして基本構想について議会の議決をいただき、それらを基本に町づくりを推進してまいりました。そのような中、自治基本条例は北海道ニセコ町のニセコ町町づくり基本条例が最初と言われ、その後、制定する自治体がふえており、現在も制定に向け検討している自治体があると聞いております。条例は町づくりの方向性、将来像、首長、議会、職員の義務、責務、町民の責務、さらに住民投票や住民参加の仕組みなどで構成され、各自治体の実情に合った制定をしているようであります。

御質問のとおり、制定に当たっては十分な時間と住民の皆さんや関係機関との意見交換が必要と思われまます。自治基本条例の制定につきましては、今後、十分に調査、研究課題とさせていただきます。

そのほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

○議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員からの、1番の国保税を安くするために町の取り組み案について御答弁申し上げます。

まず、（1）番の国保税の未納についてでございますが、国民健康保険制度につきましては隣保相扶や地域的助け合いの精神をもって発意されたものでありまして、医療の必要なときには、いつでもその費用の一部を負担するだけで医療を受けられるという制度でございます。この事業運営費用に充てられるものが国民健康保険税でありまして、税額等決めるに際しましては、加入者の年間医療費の推計を基に、国保運営協議会で慎重に検討されて決まるものでございます。未納者につきましてはそれぞれの事情があるようで、単に払えない実態というわけではないと考えております。つきましては、未納の方へは、随時納税について相談等してくれるよう案内をしており、その中で、納税猶予や分割納付あるいは後日の一括納付など、負担をできるだけ軽減する形で納付のお願いをしているところであります。

次、2番の医療費をいかに安くするかについてでございますが、ご質問にあるとおり、医療費の抑制には健康づくり事業も影響すると考えております。町では、健康づくりにつなげる事業として、例年の総合健診や人間ドック、各種健康づくりに関する事業の実施を通じて、健康づくりに対する啓発を行っているところであります。また、今年度から新たな国保事業として、医療費抑制のかぎと言われる生活習慣病に着目した特定健診が行われることになりましたので、この事業にしっかり取り組み医療費抑制に結びつけたいと考えております。なお、これらに関する事業の強化についてであります。現在行っている健診等は、ほかの市町村に比べて決して見劣りするものとは考えておりませんが、これ以上の内容で健診等を実施すべきというのでございますれば、その費用捻出のために国保税の大幅アップや応分の個人負担を願わなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、ジェネリック医薬品の推進につきましては、医療の専門知識を持つ医者と患者との間で決めることでありますので、答弁は差し控えたいと思います。

重複受診等の抑制の件につきましては、国の指導により、個人的医療費通知を年6回送付しまして、その中で支払い医療費の確認をしてもらうことにより多受診等抑制に努めているところであります。

（3）のリストラ退職者等への国保課税のあり方の検討でございますが、国民健康保険税の課税につきましては、ご存じのとおり地方税法と国民健康保険税条例に基づいて行っているものでありまして、その中では、収入の少ない方に対しましては、救済する方法として減額の規定があります。つきましては、町独自に課税の方法とか減額の規定を行うことは不可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは大きな2番、米の生産調整の取り組みについての（1）米の過剰が米価の下落となって農家にはね返ってくる、についてでございますが、ご質問のとおり、米につきましても他の農産物同様に市場の動向で価格が決まっているのが現状でございます。本年は、全国的な作況指数で102となっており、集荷円滑化対策が適切に実施されれば、過剰米と食用米との区分集荷によりある程度の価格維持機能が働くと思われませんが、米の過剰作付や人口減少等による米の消費量減少が進む中、米価の下落は起きてしまうものと考えられます。米価下落等の収入の減少補てんといたしましては、水田経営所得安定対策が国の制度として平成19年度から実施されて、対策加入者において一定以上の評価が得られております。生産調整の達成等の要件はありますが、対策加入により農家所得の安定に寄与できることから、生産調整の推進と担い手の育成とあわせまして対策加入推進を図ってまいりたいと考えております。

次に（2）番、水田の稲作から他の作物への転作がなぜこんなに減少してしまったのかについてでございますが、当町はご存じのとおり、圃場の条件等により、水田転作として大豆、麦など土地利用型作物よりもキュウリ、イチゴなどの野菜や果樹など、大きな面積を必要とすることなく収入が得られる作物へ移行してきているところであります。また、国の制度変革等により、転作に対する助成は100%達成者のみとなったことなども大きな要因ではないかと考えております。今後は圃場条件等を勘案し、水田を水田として利用しながら、生産調整へ対応する作物として稲クロップサイレージや飼料米、米粉などを主にして推進を図っていく考えであります。

次に、（3）番の、転作を100%達成しなくても転作に努力をした分だけ助成する施策を検討する気はないかというご質問でございますが、町といたしましては、限られた財源の中から重点化を図り、生産調整が未達成であっても一物品目や取り組みについて単独の助成を実施しているところであります。生産調整が達成されなければ産地づくり交付金等の国・県からの助成・支援が受けられず、ひいては農業経営を圧迫してしまうことも考えられることから、個々の農家の経営判断のもと、生産調整の達成にご協力をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

税務町民課長の国保税の答弁には、まさに失望をいたしております。これといった改善策が見えないからであります。この3割の国保税が入っていないということは大変なことなんですよね。これは払わないんだと、私は払えないと言ったら、そうではないみたいなことを言っていますけれども、だったら、これはきちんと徴収努力をしなければならないと思うんですよ。これをやらないで、3割の未納をそのままにして、そして新たにそれを見込みながら毎年課税をしていくということは、まともに払っている人には3割の高い課税をしておる。そして、そのままにしながらまたそれを繰り返しているということは、正直者がばかを見る政治の典型ではないかと思うんですね。こういうことは断じて私は許されないと思うんです、町民に。

そして、払えない人も、もう少し3割が安くなったら払えたかもしれないですね。だから、3割も未収があつてそれをそのままにして、そして新たにそれを見込みながら課税をしている、そういう繰り返しをしているということは、やはり私は町民に対する背信ではないかと思うんですね。ですから、これは断じて、税の公平な負担という原則からいって、税務町民課長が払えないのではなくて払わないという認識だったら、一生懸命徴収に努力をして100%完納させるように努力をしてもらうしかないと思うんですね。そうすれば3割、去年の決算を見ても、にもかかわらず5,000万円もの繰越金が出ているんですよ。それほど金額が未収になっていて5,000万円の繰越金が出ているということは、過大に課税をしているということだと思えますよ。ですから、ここは徹底的にやはり改善しないと、まじめに払っている町民は本当にばかを見ているんですね。3割の人が払わないで、それで5,000万円の繰越金が出ているというこの課税の実態、これは町民に対する裏切りだと思えます。

それで、払えないのではなくて払わないんだと言ったら、なお、本当に一生懸命それを徴収する努力をしなければならない。それもやらないで、何もやらないで手をこまねいて、3割を未収のままに毎年賦課をしているという実態は、私は町民にとって許されることではないと思うんですよ。もう少しこの辺をまじめに考えていただきたいと思うんですね。今の答弁は全く誠意がない。本当に町民のことを考えていない。

私は、これは根本的には医療制度を一元化しないことの過ちだ。町職員の皆さんは、国保税は関係ないですよ。みんな共済組合ですよ。こういうものがこういう姿勢を私はもたらしめているのかなというふうに私はいつもうがった考え方をしているんです。本当に、農家の人たちなんかは今収入が伸びないんです。こういう中で、いわゆる固定資産割まで含めて国保税がかけられて、どれだけ苦勞をしてこの税金を払っているかという実態を、公務員の皆さんはわからないんじゃないかなと私は思わざるを得ない。この答弁を聞いて、特にこういうことを痛感するわけです。もう少しまじめに、いかに、今農家の所得が伸び悩んで、こ

の国保税で悩んでいるのかということ、もう少しやはり真剣に考えていただかないと、これは私は納得できないんです。

もう少し、ジェネリックについても答弁は控えると言うんですけども、医療費を削減してなるべく町民の負担を軽くするというのはあんたたちの仕事なんですよ、これは。それを答弁を差し控えるなんて、だれに気を使って言っているんですか。お医者さんですか、製薬メーカーなんですか。こういう態度がこのような国保税のあり方を決定しているということは、断じて私は容認できないと思うんですね。これは抜本的にもう少し考え直した答弁をお願いしたいと思います。

それから、米の生産調整ですけども、これはもう本当に農家の立場をもう少し考えていただきたいね。本当に、何も目新しい答弁がないんですけども、もう少し農家の立場、サイドに立って、どうしたら農家の人は生産調整に協力してくれるのか、少しでも、より多くの生産調整を進めるのにはどうしたらいいのか。私は、究極的にはもう少し農業予算をふやしてもらわなければならないと思うんですよ。銭を使わないで、農家にだけ一方的に苦しみを与えながら生産調整をやれと言ったってこれは無理ですね。だから、もう少し農業予算をふやして、生産調整に対するやはり手厚い補償なども取り入れないと生産調整は伸びません。前回の定例会でも、渡辺議員から出されました。他町村の、例えば稲のえさ米、えさ米づくりの奨励金、他町村はこれだけ出しますよというようなのがありましたね。そういうものを、もっと我が町においても大胆に出して、他町村に引けをとらないような、そういう農家に対する補償施策をしながらこの転作を進めていかないと、やはり県内でも非常に今不名誉な状況にあると思うんですね、その生産調整に対する取り組みは。私は食糧管理制度があるんだったらばそれもいいと思うんです。でも、今食糧管理制度がなくなって、需要と供給のバランスで価格が決定されるという状況ですから、何とでもこの需給バランスのほうをもっと真剣に考えていくべきではないのかというふうに私は考えています。その辺で、もう少し真剣な答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

まず、30%の未納についてでございますが、普通、収納率といいますのは年度年度ごとに表現するものでございまして、30%につきましても5年間の累積ということでございまして、つきましては、17年度は89.63%、18年度は89.56%、19年度は89.20%ということでございまして、県の平均でも90%ちょっとというような状況でございまして、特段に町の徴収率が

悪いというふうには思われぬのかなと、そんなふうを考えております。

また、この課税、徴収についてもっと厳格にやるべきではないかというご指摘でございますが、税務町民課といたしましては、全職員を挙げて、まず第一に徴収のことを考えて行動しておるわけでございますが、そのほかにも、町職員全員による特別徴収対策ということでございまして、年4回ほど実施しておりますが、そういったことで徴収には随分努力しているということでございますので、報告させていただきたいと思っております。

また、医療費の抑制についてでございますが、抑制につきましては、税務町民課的には人間ドックの実施とか健診等を通じまして精いっぱい努力しているというところでございます。

以上であります。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

生産調整を進めるために予算の増額や助成内容について検討してはというようなご質問でございますが、現在、大変厳しい財政事情ということ、さらには、限られた財源でもございますので、今後産業課といたしましても財政当局等と予算の状況、さらには助成品目等についても検討をしたいというふうを考えてございます。

○議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 税務町民課長、その累積だって3割の金が入ってきていけば、それだけ町民は安くなるわけですから、累積だと言いながらも、30%に当たる金が未収のままになっているということは、やはりこれは大変な問題ではないか。他の町村でもなんていうことではなくて、もう少し真剣にその対応を進めなければならないと思うんですね。

あと、医療費を安くするために、やはりいろいろ聞いてはいると思うんですけども、今まで、国保などの運用をしている優秀な市町村はほとんどが予防医療というものに本気になって取り組んでいるんですね。有名なのは岩手県の沢内村、今は合併をして町名が変わりました。西和賀町というんですか、町名が変わりましたが、ここなども有名な、山奥の非常に高齢化が進んでいる、非常に環境としてはよくないところだが、深沢という村長が非常に真摯になって医療費を削減するための村民の健康づくりをやって、そして国保財政を黒字にしたと、そういう経過もあります。それから長野県の佐久市ですか、ここなども大変な健康管理の努力をしていって、非常に立派な国保財政というか、そういうものを築いてきたという経過がございまして。

もう少し、そこを本気になって考えないとやはりこの改善は難しいのではないかと。もう少し予防医療に力こぶを入れる、予防に入れば国保税を上げなければならないなんていう答

弁、先ほどあったんですけれども、これは違うと思うんですね。早く発見して、早く治療をすれば医療費というのは安くなるというのはこれは常識です。もう少しその辺を真剣に考えていただいて、医療費を削減するために予防医療、そういうものに対して積極的に取り組むということがやはり大事なのではないかと、そのために、やはり予算を使ってでもやるべきではないのかというふうに考えますね。

やはり、先ほどの医療費の軽減は町独自ではできないということでございますけれども、いわゆる医療費の積算は各市町村まちまちで決めているんですね。だから、6月議会は国保議会と言われるように、いろいろその応分率とか応益率とか応能割とかという形で、負担割合も市町村によって違うんですね。ですからそういうものを変えながら、もう少しなかなか大変な人たちに払いやすいようなシステムというものを、やはり考えていくのが私は行政ではないかと思うんですね。ですからそういう、いわゆるリストラにあつて職を離れた人が、次の年は前の年の所得で課税されますからたくさんかかるという、こういうのも条例の中で決めればいいと私は思うんですね。毎年、国保の予算を6月議会で決めるわけですから、そういう中で検討すればいろんな施策はできるのではないかと私は考えているんですね。そこは、もう少し前向きの答弁と検討をお願いしたいわけでございます。

それから、転作の問題ですけれども、財政当局と話をするということは当然でございますけれども、やはり今鏡石町というのは、いわゆる県下の中でも生産調整の達成度が悪い。なぜなのか、そういうことも含めて、やはりそういうひどいことは他の町村に任せればいいんだみたいなそういうエゴイズムは通用しないと思うんですね。だから、他の町村並みに農業予算というものを確保して、そして転作も他町村に右倣えするくらいの達成率というものを達成するのがやはり私は行政の責任ではないか。そのことは、ひいては日本の農業をやはり継続といいますか、維持、発展させるためにもそういうことは必要なのではないかというふうに思いますので、もう少しそこは農家の立場に立って、予算などについてもこれは十分な配慮をすべきではないかと思うんですね。これは、財政当局というよりも町長自体がやはりもう少しここは考えていただいて、やはり農家の痛みを和らげるような、そういう転作奨励といいますか、補助といいますか、財政を確保していただきたいということを私は再々質問で訴えたいと思います。

以上です。

○議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

○税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再々質問に答弁を申し上げます。

未納金があることにつきましては、何とか収納率の向上に努めたいというところで毎日努

力しているというところでございます。

また、医療費の抑制に結びつきます予防医療の件につきましても、国保でできる事業につきましては何でもしようということで、前向きに考えて努力しているというところでございます。

また、課税の方法についてでございますが、この方法につきましては、先刻、先ほど申し上げましたとおり地方税法と町の国保税条例によりまして規定されておるものでございますので、勝手に決めることはできないということでございますので、理解をしていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

転作のさらなる推進を図るためにというようなご質問でございますが、このためにも、厳しい財政事情でありますので、財政当局と予算等については話し合いを持ちたいと、さらに、ご質問の中にもございましたが、他の市町村でもいろいろな助成の内容の取り組みがあるということでございますので、これらについても調査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

◇ 根 本 重 郎 君

○議長（仲沼義春君） 次に、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

○5番（根本重郎君） こんにちは。5番の根本であります。12月定例会、最後に質問をさせていただきます。

毎日のテレビや新聞のニュースを聞いたり見たりしていると、政治的にも経済的にも明るいことが非常に少ない。去る9月14日だったと思いますが、アメリカで発生した、出来事というより事件と言ったほうがいいかもしれません。あの巨大証券会社リーマン・ブラザーズの破綻に発した金融恐慌は瞬く間に世界じゅうを駆けめぐり、それが実体経済にも波及し、世界同時不況となっているわけであります。過去のことについて、あのときにこうすればよかったとのことがよく言われますが、本当に痛い思いがいたします。あのとき、リーマンをアメリカ政府の力で破綻をさせなかったらとの思いは多くの人たちの認識でありましょう。

政治のあり方が経済に影響するのか、経済のあり方が政治に影響を与えるのかはわかりませんが、国民をあずかる国はかじ取りを絶対間違わないようにしてもらいたいわけであります。

このような中、国会は相も変わらず党利党略、自分の党のことしか考えていない行動や発言が与野党問わず見られます。お互いの足を引っ張って楽しんでいる感じしか見受けられない。この非常時のときにそんなことをしているべきではないと思っております。国民の多くは、政治の力で生活の安心・安全を確保できるように願っているわけでありますので、期待にこたえられるような政治を行っていただきたいと、そのように思っております。

話は変わりますが、去る11月9日のNHK「おはよう日本」で笑進笑明プロジェクトのドキュメントが放送されました。ごらんになった方もいるかと思っております。「ショウシン ショウメイ」という字は、笑う、進む、笑う、明るくで「笑進笑明」という文言になっております。ネットで見られますので、グーグルで「笑進笑明」と入力すればオーケーであります。この言葉は日浦駿介という車いす書家、「書家」というのは書道の書の意味であります。書かれたものであります。彼は現在19歳、10万人に数名の難病、家族性痙性麻痺で原因不明、治療法なし、進行性のものであり現代医学では進行をとめることはできないと、現在は、歩くことも口で会話することも不可能であります。2006年夏から、指に筆をくくりつけ色紙に思いをつづる書作活動を開始、難病を背負っているほどとは思えない前向きな言葉とその活動は口コミで広がり、全国のテレビ、雑誌、新聞で紹介されております。その言葉の数々は多くの人々の心を動かし、19歳の彼から発せられる純粋な思い、命の大切さをだれよりも感じている彼からの前向きな言葉、笑顔、笑いが多い社会でありたいことを願ひまして、一般質問に入らせていただきます。

初めに、子供のいじめと暴力についてであります。

なぜこの問題をときどき取り上げるのかと言いますと、なかなかなくならない、そして変化をしているからであります。1、子供のいじめと暴力についての〔1〕、文部科学省の平成19年度の児童・生徒の問題行動調査によると、県内の小・中・高で認知されたいじめの件数は455件で、前年度より286件の減少とのことであります。しかし暴力行為は27件増加している。これまでは、暴力やいじめは起きてから対応するという後手に回りがちだったが、今後は未然防止を重視すべきという点から以下のことをお伺いいたします。

①昨今のいじめと思われる行為はどれくらいとらえているか。内容はどんなものか。

②暴力的なことはないのかどうか。

③ネット上での書き込みに対するいじめはどうか。

④未然防止にはどう対応すべきと考えるか。

⑤学校、地域、家庭の取り組みはどうすべきなのか。

大きい2番の児童虐待についてであります。

先月、11月は児童虐待防止推進月間でありました。全国の自治体、民間で、ふえつつある児童虐待の防止に取り組んでいるわけであります。そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

①虐待とはどのようなことととらえているか。

②虐待またはそれらと思われることは、我が町にはどれくらいあるか、ないか。

③もし、あるとすればどのような対応がなされているか。

④地域での対応はどうすべきか。

⑤虐待の種類は何種類もあるわけでありますけれども、その中のネグレクト、いわゆる生活放棄という解釈かな、と思うんですけれども、そのようなものはどうなのか。

⑥いrownなりボン運動があるわけですけれども、児童虐待防止はオレンジリボンの運動であります。それについてはどうとらえているか。また、とるべきものがあると思うんですけれども、どのようにしてとるべきか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の質問についてお答え申し上げます。

1番の子供のいじめと暴力についてということでございますが、①から⑤までありますけれども、一括して答弁させていただきます。

文部科学省では、児童・生徒の問題行動等に対する生徒指導施策の推進のため、毎年、児童・生徒の問題行動等、生活指導上の諸問題に関する調査を実施しており、平成19年度の調査結果が先月20日に発表されました。その調査の結果、全国的には暴力行為の発生件数は約5万3,000件と、小・中・高等学校すべての過去最高の件数に上ることや、いじめの認知件数は10万1,000件と、前年度より約2万4,000件減少していることが報告されております。平成19年度の本町の小・中学校におけるいじめと暴力の認知件数は、いじめが小学校で1件、中学校で2件ございました。なお、暴力行為についてはありませんでした。いじめについては、パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされたいじめが2件、いわゆるネット上のいじめでございました。あとの1件については冷やかしからい、悪口やおどし文句、いやなことを言われるいじめでございました。初めはどの子供にも起こり得るものであるということを十分に認識した上で、いじめは決して許されるものではないということを強く認識して、学校と教育委員会が連携していじめ撲滅に取り組み、いじめの未然防止に努めていきたいと考えております。

また、学校、地域、家庭への取り組みとしましては、学校とPTA等が協議できる機会な

どを設けるなどして、家庭、地域社会の連携を積極的に図っていきたいと考えております。

なお、2番については担当課のほうでお答え申し上げます。

○議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな2番の児童虐待についてであります。①といたしまして、虐待とはどのようなことかということですが、児童虐待につきましては、児童虐待防止法第2条で定義されておりますとおり、18歳未満の子供に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、そして心理的虐待の4つに分類されております。実際の事例におきましては虐待の分類が重なっておりまして、明確に分類することが困難な面もあります。また、しつけと虐待の違いや虐待の疑いなど、虐待の判定は難しいものがあります。

次に、我が町における状況でありますけれども、平成19年度におきまして、児童相談所への相談件数としましては3件、また、前年度からの継続事例としては5件であります。

次に、児童虐待に対します対応であります。本町では鏡石町児童虐待防止連絡会議を設置しまして、虐待の防止と早期発見のため関係機関が連携して対応しております。相談や通報があった場合の初期対応としましては、関係者からの情報を得て、緊急性があるかないか判断し、緊急性の高い場合は直接県中央児童相談所へ通告する場合で、子供の安全確保のための一時保護や施設入所などの対応、緊急性が高くない場合につきましては、健康福祉課と関係機関から構成されるケース会議におきまして、情報収集や具体的な対応策としての児童家庭の見守り、役割に応じた家族支援、指導などを検討し対応しております。

地域での対応はどうすべきかということですが、虐待を受けたと思われる子供を発見したときの通報や、リスクが高い状況になったときの相談などが考えられます。虐待はプライバシーにかかわることでありまして、関係者には秘守義務が課されるなどから、近隣者や地域の方々の支援は困難なことが多く、児童相談所や関係機関が連携した中で具体的な支援方法を検討していくものと考えております。

次に、ネグレクトについてであります。

ネグレクトの事例につきましては、子供を家に閉じ込める、病気になっても病院に連れていかない、家や車に長期間放置したまま出かける、食事を与えない、長期間不潔な状態にする、子供が求めているスキンシップをしないなどが挙げられます。これらの行為は、心身の健やかな発達を損なう不適切な養育とされております。対応につきましては、他の虐待と同様に関係機関の役割に応じた家族支援や指導を行うこととなります。

次に、オレンジリボン運動についてでございます。

オレンジリボンの運動は、現在、特定非営利法人の児童虐待防止全国ネットワークが主催

し、内閣府や厚生労働省が後援する児童虐待にかかわる取り組みであります。オレンジリボンをシンボルに、関係団体と連携し、広報、啓発活動など、社会全体が知識を共有するための諸活動を展開しております。子供虐待につきましては、社会の理解は深まりつつありますが、まだまだ十分とは言えない状況であり、子育てに悩む親を支え、虐待をしてしまった子供への支援を行うためには、社会全体が子供虐待について知識を共有する必要があります。オレンジリボン運動は全国的な取り組みとしてさらに広まっていくものと考えておりますが、本町としましても、福島県内のネットワークとの連携を含め有効な啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

[5番 根本重郎君 登壇]

○5番（根本重郎君） 二、三再質問をさせていただきます。

まず、いじめのほうなんですけれども、ネット上でのいじめとして、これは当然学校か教育委員会等で確認しているだけだと思うんですよね。ただ、その下に、軽い気持ちでお互いにやっているものというのは相当数あるというふうにほかのほうの統計でも疑われておりますけれども、あると思うんですよね。だから、さっき言いましたように、未然防止という点から、やはり軽い状態、本人は何げなく言っているんだなという状態からやはり抑えていかないと、いじめる側はその気になって、いじめられる子供に対してだんだんとエスカレートしてくる。エスカレートして、出てからではやはり遅い。将来的には、やはり子供らが小さいときにいじめたと、あるいはいじめられたというようなことは、10年、15年、20年たって出てくるという昨今の事件を考えてみてもいろいろあるわけですよね。だから、学校と地域と家庭の取り組みを連携してやると、地域の子供は地域で育てていくと、そういうふうにはどこでもうたっております。

例えば、他人の子供にも一声かけようというようなことはどこの市町村でも言えますけれども、今、声かけたら、知らない人に声かけられたというふうなことが現象として出てきているわけですね。だから、そういうようなことも確かに必要なと思うんですけれども、今、老人の方が各地域で見守り隊を結成して、いろいろとボランティアでやってくれておりますけれども、あれは非常に助かるなというふうにも考えております。そういうようなことから、例えば見守り隊の人たちが声をかけることがもっと広がって、違う人でも何かあったときにぽっと声かけられるというような状況にまで持っていけないとまずいのではないかなというふうにも考えておりますので、現在は、確かにメール等でのあれが多いんですけれども、子供は、やはり隠れた見えないところでいじめというものを軽く考えてやっておりますので、

いろんな考えすると、そのいじめられるほうにも悪いような話も聞きますけれども、そうではなくて、いじめるほうが絶対的に悪いというようなことを徹底的にやっぱり子供らに教え込む必要があると思うんですけれども、そういう意味から、もう一度、学校、地域、その家庭での取り組み、ただチラシを配っただけではなくならないというふうにも思いますので、どのようなことが考えられるか。

今中学校で、回覧で月のいろんな行事のことを報告していますね、中学校の校長名で。あれも1つの方法かなとも思うんですけれども、やはり、中学校は中学校でやっぱりいろんなことが出てこないようにオープンにしようという意味でやっているのかなというふうにも考えておりますけれども、その辺はやはり中学校あるいは小学校でも細やかにそういうふうな方法でやって、各家庭に周知徹底して、現状は、中学校ではこういうような行事やっていますよ、あるいは授業参観はこうですよとか、あるいは小学校もそういうようなことをもっと細やかにやって、地域で一緒に支えていくという本当の理想に近づけていかなければいけないというふうにも思いますけれども、それについてどう思うか。

あとは、児童虐待のほうで、児童相談所のほうには継続で5件あると。虐待のとらえ方というのは非常に難しいので、やっぱりこれもいじめと同じように軽い気持ちで、親ならば親が軽い気持ちで、例えば洗濯しないやつを着せてやるとか、そういうようなことがだんだんエスカレートしてくると、そのくらいでは児童相談所にはなかなか話を持っていけない。本当に、子供が困ってしまって身動きがとれない状態になってしまってから児童相談所へ行くというような現象であります。確かに、一般の家庭には普通の人にはなかなか入れませんので、行政としても入っていくのが非常に難しい。入られるとすれば、学校の先生かあるいは児童相談所の係の人か警察かというふうな話になってくるんですけれども、やはり行政としてこの問題に、確かに今は見えるだけで5件という話ですけれども、その下に隠れているものが相当数あると思われるんですね。

ネグレクトの話ですけれども、ネグレクトには積極的なネグレクトと消極的なネグレクトの2つに分けられるというようなことが言われております。仮に、例えば、さっき言いましたように、洗濯しないものを何日も着せてやるということはネグレクトそのものであります。そこから芽を摘まないと、その次に、例えば学校に間に合わなくて、本来なら車で送ってあげばいいのをそうではなくて歩かせていくとか、時間が遅くなって行く。

ネグレクトのあれについて個別のことを申し上げられないんですけれども、今1つかかわってきたことがあるので話したいと思うんですけれども、この家庭の場合、兄弟が何人かいます、要するに学校の始まる時間までに行けないわけですね。学校は15分でしょうけれども、8時半ころに歩いているわけです。15分か20分早く出れば学校に時間内に行けるといような状況があって、その子供らがその上について、例えば小学校から中学校について、

下の子供が小学校に歩いているということとその子供にまた影響してくると。そうすると、その子供が上にいってまた小学校の中学年になると、その子供がまた同じようにおくれて歩いていくという、そういうようなことが、現在私の知っている限りはあるんですよ。

それで、学校と、あるいは健康福祉課の課長といろいろと話しておりますけれども、なかなか上の児童相談所までは持っていけないんだと、非常に難しいんだというようなことが言われております。その、ことし中学校に入った子供なんですけれども、最初は元気よく学校へ通って部活活動もやっていたと。そうしたら、ここ1カ月くらい不登校になっている。やっぱり、最初はいいなと思ったんですけども、今になっていわゆる不登校になってしまっている。というのは、子供らはやはり中学生あるいは小学生のころになると、思春期でありますので、いろいろと物心ついたことも多いわけでありまして。やはり、それが学校とかあるいはそういうふうな公共の施設に行くと、いろいろと自分で考えて悩んでしまうのではないかなと、そして、行かないというような方向になってしまうのではないかなと思うんです。行かれない、あるいはないような雰囲気ではなくて、やっぱり学校には行かなきゃ、今はいろいろとあって学校には行かなくてもいいんだよと教える人もいますけれども、やはりそうではなくて、学校はやはり行くところであるので、行けるようにするのがやっぱり家庭である。しかし、家庭でできなければやっぱり行政でどこまでできるか。一番の被害者は子供でありますので、やっぱり虐待されて育った子供は大きくなると同じようなことをやるという、これも統計上のものが出ております。だから、いろんな虐待とかあるいは虐待の中のネグレクトとか、そういうのを大きくならないうちに摘むような方法というのはできないのかなと。

というのは、それについてはさっき虐待を、一般町民というか、おかしいというふうに感じて通報するというのはなかなか難しいのではないかなというような課長の答弁ありましたけれども、しかし、ここに郡山の児童虐待防止ネットワークというような本があるんですけども、やっぱりこの中では、子供を虐待から守るためにあなたにもできることというふうなことを書いていますね。1つは、おかしいと感じたら迷わず連絡してください、しつけのつもりだということは言いわけであると、それで、一人で抱え込まないと、親の立場よりやはり子供の立場を重視し、虐待はあなたの周りでも起こり得ると、どこで起こるかかわからない、特別なことではないというようなことなんですけれども、起こってからでは、あるいは小さい、少ないうちに芽を摘まないと、児童相談所あるいは警察に行ってからでは、お互いされる側というかする側も大変だと、だから、それより前にできるようなことは行政としてもっと、今話したように、行政として何ができるかということも真剣に考えていかなければならないというふうに思うんですけども、それらに対してどう思うかお伺い申し上げます。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

○教育長（佐藤節雄君） 5番議員の再質問についてお答え申し上げます。

いじめの件で、いわゆるいじめと認識していない、いじているほうがいじめと認識していない子供がいて、その対応については早期に対応したほうが良いというようなことでございます。そのとおりでございまして、いじめについては早期発見、早期対応というのが原則でございます。今、学校、それからそれぞれの機関ごとに、学校では今どんなことをやっていたかといえますと、先ほど議員のほうからもあったように鏡中日より、あの中にも毎回いじめについては家庭のほうに呼びかけをして、いじめについては絶対許されないというようなことで呼びかけをしているところでございます。

さらに、学校のほうでは学年集会または学校集会というようなことで、事例が起きたときにはそういったことを開いて、絶対いじめを許さないということをお子たちに伝えております。いじめについては反社会的な行為でありますので、絶対許されないということ徹底して指導するということをしております。なお、学校としましては携帯電話、パソコンも含めてでございますけれども、いじめ以外の悪用というものがありますので、警察のほうでつくられたパンフレットをお配りして、本人、それから保護者のほうにも注意を呼びかけているところでございます。なお、中学校の総合学習の授業の中でもいわゆる携帯等を使って、それを題材にした授業というものを教育委員会のほうからお願いをして、それぞれの学級ごとに総合学習の中で事例を挙げて具体的に指導をするようにというようなことをお願いしているところでございます。

それから、今、虐待の関係と不登校の関係の質問がありまして、行政として何ができるかというようなお話がありまして、私のほうでわかる範囲でお答えしたいと思いますけれども、不登校、現実に何件かありまして、中学生、小学生でもありますけれども、不登校の子供たちの状況を見ると、やっぱり家庭のほうに非常にいろいろと問題がある場合が多いものでございます。それぞれのケースごとに、虐待等について認められるものであれば健康福祉課のほうに所管をしていただいて、ケース会議をその都度開いてどういった対応がいかというようなことを討議していただいてございます。一番は直接、学校が関連しておりますので、学校のほうの出席時間が遅い場合、または出席がない場合については学校のほうで確認をしていただいて、担任の先生または教頭、校長先生が家庭のほうに行って出席を促すということもありますし、場合によっては車に乗せて学校のほうに来ていただくというようなこともやっております。不登校気味であった中学生などについても、今、若草教室というところがありますので、その若草教室のほうには徐々に出席し始まった中学生もおりますし、なかなか簡単にはその不登校が学校復帰になるということには、すぐにはならないとしても、そう

いったことを一つ一つ積み重ねて、できるだけ学校復帰なども含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時15分

○議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

○8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、あす以降の議事日程を検討しました結果、次のように決定いたしましたので報告申し上げます。

お手元に配付されている日程表に基づき説明を申し上げます。

第7回鏡石町議会定例会議事日程〔第2号の追加1〕、平成20年12月5日金曜午前10時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問、ただいま終了しております。

第2、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

第5、公立岩瀬病院組合規約の変更について。

以上のように決定しておりますので、報告申し上げます。

○議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、12月8日の議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、12月8日の議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

◎鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（仲沼義春君） 日程第2、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

鏡石町選挙管理委員会委員には、西牧英二君、面川祐也君、小板橋昭二君、小板橋守君、以上の方を指名いたします。

また、同補充員には、石井正徳君、渡邊俊廣君、大河原八郎君、草野孝重君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位によることに決したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位は議長が指名した順位によることに決定いたしました。

◎常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 平成20年12月5日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員会委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成20年12月3日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所順に述べます。

平成20年12月5日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前10時30分、出席者数、委員全員、開催場所、第一会議室。説明者、税務町民課、角田参事兼課長、高原総括主幹兼町民グループ長、ほか担当職員1名。

付託件名。陳情第15号 「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」。

審査結果。陳情第15号は、継続審査すべきものと決した。

審査の経過。担当課の説明を聞き、審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（仲沼義春君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

平成20年12月5日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成20年12月3日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。平成20年12月5日、午前10時、午前11時30分、委員全員、議会会議室。説明者、健康福祉課、今泉課長、車田主幹兼健康グループ長、小貫主幹兼福祉グループ長。

付託件名。陳情第14号 動物「移動（訪問）火葬車」不使用についての陳情、陳情第16号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する陳情。

審査結果。陳情第14号は、採択すべきものと決した。陳情第16号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第14号は、担当課の説明を聞き、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第16号は、担当課の説明を聞き、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（仲沼義春君） これより各常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第14号 動物「移動（訪問）火葬車」不使用についての陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第15号 「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第16号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（仲沼義春君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第113号 公立岩瀬病院組合規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第113号議案を朗読]

○議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 木賊正男君 登壇]

○総務課長（木賊正男君） ただいま、追加議案として上程されました議案第113号 公立岩瀬病院組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの公立岩瀬病院組合規約の変更につきましては、公立岩瀬病院改革プランに基づき、病院経営の効率化を図るため、平成21年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することや、組合を組織する市町村からの出資金の負担割合を変更することなどについて規約の変更が必要となったことから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、公立岩瀬病院組

合管理者より協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更の主な内容につきましては、次の4点が挙げられます。

まず1つは、地方公営企業法の全部適用に伴う改正といたしまして、公立岩瀬病院組合を公立岩瀬病院企業団とすること、地方公営企業法の全部適用について規定すること、管理者を企業長とし、その選任方法等について規定すること、副管理者及び会計管理者を削除すること、議会及び監査委員に必要な職員を置く規定を設けること。

2点目といたしましては、組合議員から構成市町村長の職にある者を除き、議員定数を13人から10人とすること。

3点目は、出資金の負担割合を変更すること。

そして、4点目は文言等を整理することでございます。

具体的な規約条文につきましては、1ページからご説明を申し上げます。

公立岩瀬病院企業団規約。

公立岩瀬病院組合規約（昭和30年福島県指令地第798号）の全部を改正する。

目次、本規約の構成であります。全19条立ての規約となっております。

まず、第1章は総則でございます。第2章につきましては、企業団議会の組織及び議員の選挙の方法、第3章につきましては、企業団執行機関の組織及び選任方法、第4章につきましては、企業団の経費の支弁の方法、第5章につきましては補則でございます。

第1章につきましてはの総則でございますが、第1条につきましては、企業団の名称でございます。公立岩瀬病院企業団とするものでございます。第2条につきましては、企業団を組織する地方公共団体を規定するもので、須賀川市、鏡石町、天栄村、玉川村をもって組織するとしたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条につきましては、企業団の共同処理する事務を規定したものでございます。そして、第4条につきましては、地方公営企業法の適用を規定したものでございます。第5条につきましては、企業団の事務所の位置といたしまして、現場所であり須賀川市北町20番に置くとしたものでございます。

第2章につきましては、企業団議会の組織及び議員の選挙の方法を規定したのですが、第6条につきましては議員の定数でございまして、議員の定数は10名とするものでございます。次に、第7条につきましては選挙の方法を規定したものでございます。第8条につきましては任期でございまして、議員の任期は4年とするものでございます。次に、第9条につきましては、議長及び副議長の規定をしたものでございます。そして、第10条につきましては、企業団議会の職員の規定でございます。

次に、3ページでございます。

第3章、企業団執行機関の組織及び選任方法の規定でございますが、第11条につきましては企業長でございます、企業団に企業長を置くとしたものでございます。なお、3項につきましては、企業長の任期は4年とするとしたものでございます。第12条においては、職員の規定でございます。そして、第13条につきましては監査委員の設置でございますが、企業団に監査委員2名を置くとしたものでございます。2項から3項については監査委員の詳細の規定でございます。

次に、第4章につきましては、企業団の経費の支弁方法を規定したもので、第14条につきましては分賦金の規定でございます。次に、第15条につきましては出資金でございますが、新たに建設改良工事を行う場合の必要な経費といたしましての規定でございます、4ページに具体的な各市町村の負担割合を載せてございます。次に、16条につきましては、企業団加入の経費の規定でございます。

第5章におきましては、補則といたしまして、第17条につきましては企業団の脱退についての規定、第18条につきましては諮問機関の規定、第19条につきましては施行について必要な事項の規定でございます。

なお、附則といたしましては、第1項におきましては、この規約は平成21年4月1日から施行すると施行期日の規定でございます。2項以降につきましては、経過措置といたしまして、第2項におきましては、公立岩瀬病院組合の議員としての選出された議員の規定でございます。そして、第3項につきましては監査委員の規定をしたものでございます。第4項につきましては職員の規定をしたものでございます。そして、第5項につきましては、新規約の第15条の取り扱いについて20年度に借り入れされた分から適用し、それ以前に借り入れた分については、なお従前の例によるとしたものでございます。

以上、提出いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲沼義春君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

○7番（柳沼俊行君） 組合から企業団に変わるということで、変わることでどんな変化があるかというんですか、経営上どんな変化があるか伺っておきます。

○議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これまでの公立岩瀬病院組合は、一部事務組合としての組合運営でございましたが、公営企業法の全部を適用することによりまして、いわゆる経営改善の中での一番ウエートを占めております人件費改革が行われるというふうなことが一番大きなものかなというふうに思っております。そのほか、公営企業法での取り扱いの中では、いわゆる企業会計の中で収支計算がされますので、そちらの中でいわゆる事業者、いわゆる企業長と予定されておりますが、企業長の責任がより明確になってくるというふうなことが大きな点かなというふうに考えてございます。これらによりまして、公営企業法の全部適用を受けることによりまして経営改善をされた後に、いわゆる人員の整理等も行われながら経営体質を改善していくというふうなことが大きなウエートでございまして、諸般の説明をいたしました中でも、これまでの累積赤字等の解消をいち早く進めたいというのが今回の大きなねらいでもございまして、ご理解いただければと思っております。

○議長（仲沼義春君） ほかに、質疑ある方。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

○8番（今泉文克君） ただいま、新しく改善されようとする公立岩瀬病院の規約の改正の件が出てきたところでございます。それで、これを読んでいきますと、従来の事務組合から、今度は企業団というふうなことで変わってくるということでございます。その中で、まず一つはこの中で、今までの組合議員を13名から10名に削減したり、あとそれから、それに伴うところかもしれませんが、理事会の新設という文言が出てきました。また、従来の管理者が当然のことながら廃止されて、企業長の新設ということで今後歩むというふうなことでお話しされているようでございますが、この場合、現在までの最高責任者であります管理者が廃止されました。その点が、理事会が新たに設置されるというふうなことになるかと、この管理者とあるいは企業長、それから理事会、こういう組織の企業長、理事会の権限というんですか、その位置づけ、それがどうも見えてきていないような気がするんですが、最終的な責任者というのは、ここではどこになってくるのか。

それから、組合議会のほうで企業団の議員の議決と、それからこの理事会の決定権というんですか、それらについてのやつが見えていない。それから、この規約の中には理事会という文言がどこにも見当たらないような気がするんです。そうすると、この理事会というのは何のための位置づけになってくるのか。ちょっとフローチャートが出てきておりませんので、文言ではわかるような気がするんですが、責任というんですか、それらはどんなふうの流れでくるのかということ、まず第1点お伺いします。

それから2つ目は、平成19年度末の決算で生じております8億7,100万円ですか、この処理はどのようになってきているのか。先日の資料の中では、資本的収支ではちょっと何か、私が気がつかなかったのかもしれないんですが見当たらない。この処理がどんなふうになっているか。

あとそれから、ことしの平成20年度の見通しでありますところの赤字5億2,100万円ほどの数字も計上されておるようでございますが、これらもどんなふうにして処理するなり解決されていくのかというふうなことが2点目。

あと、3点目が、先日の資料を拝見しますと、6、7病棟の改築場所、これが、前回まで私どもが伺っていたのでは現病棟の南側に設置ということで説明をずっといただいていたところでございますが、今回、初めて資料を拝見しますと北側の西部に変更になっているということでございますので、その変更になった理由ですね、それらについてお伺いさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、規約の中の議員13名から10名にというふうなことでありますけれども、こちらの中は、ご承知のとおり、組合議員の中には今までですと各町村長が入っております、2名でございましたが、今回企業団というふうなことになる関係で、いわゆる理事者の中に入ってくるというふうなことで、須賀川市以外の各町村は1名ずつというふうなことになるわけでございます。

それから、理事者会の位置づけというふうなことでございますが、こちらは資料の3ページ、議案書の3ページの3章の中に、企業団の執行機関の組織及び選任方法の中で、第11条の規定の中で企業長ということで、第1項につきましては、企業団に企業長を置くとなつてございまして、第2項の中で、企業長は構成市町村の長が共同して任命するというような形でございますので、こちらの中で、いわゆる各町村長は理事者というふうな形でこちらの中に入ってくるというふうなことでございます。

それから、先ほども7番議員のご質問の中でありましたとおり、これまでは公立病院組合というふうな形で公営企業法の一部適用をしております。それが全部適用というふうなことになりまして、管理の責任の中はいわゆる企業長、そして構成市町村の長が共同でそれぞれ任命をしながら、そちらの中での企業長の責任が重くなるというふうなことでございまして、各自治体のかかわりが、その中では、いわゆる分賦金等のかかわりになりますけれども、上の中では、より鮮明に病院としての企業団の運営が問われてくるというふうなことになろうかと思っております。

それから、19年の決算の中での赤字解消でございますが、9月の病院組合の決算の中では、これまでの累積赤字は8億7,000万円というふうな形で報告をされまして、さきの臨時全員協議会の中でご説明したとおり、20年の最終の見込みとしては、今のところ5億200万円ほどの赤字が出るのではないかというふうなことで、累積が13億というふうな見込みにはなるわけですが、こういった累積赤字を解消するためにもというふうなことで、収支計算の中では平成29年までの計画をしておりますけれども、この6、7病棟の改築が23年まででございますので、そちらまでは経常利益については赤字が見込まれるところでありますが、それ以降については、いわゆる入院の患者等を入れながら、収支計画の中になりますと、24年から黒字に転じてくるというふうなことでございまして、そちらの中では、いわゆる病院の企業債等の借入れ等も含めましてでございますが、返済をそちらの中で、利益の中からの返済と、それから長期間の返済がありますので、一括で返済するわけではございませんので、そちらで、いわゆる累積赤字は徐々に解消していくというふうな収支計画が出ておりますので、今回6、7病棟の改築を機に、いわゆる医者への減といいますか、現医者の数が20名ということで、過去には26名の医者がおったわけですが、そういった医者の確保も含めまして経営改善をしていきたいというのが今回の主なねらいでございます。

また、6、7病棟の改築につきましては、さきの臨時全員協議会の中で具体的な平面図等をお示しいたしましたが、その中では、旧の6、7病棟を取り壊した中で建てかえるというふうなことで、最小限の中での建てかえ場所というふうなことでありますので、何ら前との計画の中では変わっているとは思ってございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（仲沼義春君） ほかに。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

○8番（今泉文克君） ただいま企業団として発足する中での企業長あるいは理事会というふうなことで話あったんですが、ただここで、ただいまの説明ですと、第11条でこの理事会というのがここに出てくるというふうなお話なんですが、全然出てきていないんですよね、ここの中に、理事会という文言がこの規約の中には一言も。ここで、2項では、企業長は構成市町村の長が共同して任命するとは確かにうたっています。これは企業長の任命方法であって、理事会というふうな文言が資料の中にも、あるいは新聞紙上でも発表になっておりますが、そういうふうな文言が入ってくるのであれば、当然のことながら今回の第6条の議員の定数とも加味してきて、この鏡石、天栄、玉川については1名ずつ減になったのは、これは、それも確認しなければならないんですが、減になったということは、これは長を除くからこういうふうになったのか、あるいは長を含めた中で議員の中から1人なのか

というふうなこと、ちょっと私も先日の説明の中、欠席したのでわからないものですから改めてお伺いさせていただきますが、そこが1つと。

あとそれから、当然のことながら、この規約の中には、どこかできちんと最高決定者であるところの理事会という文言は規約の中に私は組み入れるべきであろうというふうに思います。

あとそれから、今回は病床が246病床なんですけど、かなりいろいろこれは検討された中で、改革ですから当然なんだろうけれども、大変ご苦労なされているとは思いますが、現在、入院収支におきまして、20年の見込みですと32億ほどのそれが42億、あと10億ふやすということはかなり入院のベット床数ですか、そのフル回転とかですね、あるいは、現在通院している患者の方々の大きな増員を見なければならぬと思うんですが、こういうふうな計画は、確かに今示されて、我々も、ああ、これであればというふうに私も解釈するところですが、ここでだめだった場合どうすんだと言ったって、これはこういうふうなことでやりますということだから、これについてはこのとおり頑張ってもらおうということでお話するしかないかと思いますが、ぜひとも、これが達成するような企業長あるいは理事会そして病院組合議会の運営であってほしいというふうに思います。

以上、2点でお伺いさせていただきます。

○議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 8番議員の質問にお答えいたします。

1つ、理事会の位置づけ、規約には明確に、案にはありませんけれども、いわゆる市町村長として管理者を市長がやっております、それから外れる。それから、先ほどお尋ねありましたように、我々首長も議員になっておりました。その3名が議員から外れるということで、つまり公立病院から首長がかかわりを外れることになるわけでありまして、この規約上は。そういった中で、市町村長の中で理事会というものを設けて、いわゆる分賦金それから建設出資金等ございます。そういった部分について、市町村の意向も当然配慮されなければなりませんので、そういう形で、理事会を別に設けてやっていきたいというような当局の案でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それからこの病床数、そして収支計画でございますけれども、企業団に移行して、公営企業法を全部適用してやるって、もし、これで赤字がまだ続いていくということであれば、これは当然、やはり3年程度を目途にまた別な方法等も考えていかざるを得ないだろうというふうなことも我々としては話をしているところでございまして、この企業団設立の暁には、企業長が全責任をもって人事、病院経営、財政を運営するというところでございますから、そ

の企業長の手腕をもって経営改善をしていただきたいというようなことでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

○5番（根本重郎君） 5番の根本であります。

今、再三話になっております3ページの企業長、第11条のことについてももう少し聞きたいというふうにも思っております。

今の町長の説明ですと、理事者会は別個にあるということで、とりあえず金は出すと、市町村の構成がありますので。2にあります企業長は、構成市町村の長は共同して任命すると、そして4年とすると、もし、例えば業績が上がらない場合、要するに、右肩上がりの今予測をしておりますけれども、それがそうではなくて下がってきたという場合に、例えば解任とかの方法、例えば任期4年なんですけれども、どうも3年たってもさっぱり上がりっぱなしできたと、しかし、まだ任期は1年あるとした場合に、そこで解任ということができ得るのかどうか。もしできるとすれば、どこかのほうに文言が入っているのか。先ほどの町長の説明の中で、理事者会では市町村等の意向もあるので金は出すと、そして、企業長を任命するという口も出すというふうなことなのかなと一瞬考えたんですけれども、やはりそうなれば、口も金も出すのであれば、会社で言えば株主相当になるのかなと、やはり、株主の意向によって長が解任という方法も現実の世界ではないわけではないと思うので、限りなく民間の手法を取り入れるというのであれば、そのようなことはどうなのかお伺いいたします。

○議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 質問にお答えいたします。

規約上4年でございますから、解任というのはできるということではないと思います。したがって、この任期中、しっかりと腰を落ち着けて経営をしていただきたいということであると思いますので、ただし、今のお話で、本人が業績が上がらないと、本人がみずから身を引くということと解任とはまた別の問題だと思っております。そのようにひとつ理解いただきたいと思います。

○議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） お伺いいたしますが、企業団になることによって経費の改革が行われると、平成29年度までの赤字解消策の収支計算の表が出されておりますけれども、計画

どおりいくのか大変心配されるところであります。地域医療を守るための病院として大変な必要な病院でありますけれども、1つお伺いしたいんですが、この計画の中で人件費の削減がありますが、このことによって現場で働く看護師等の給料の削減あるいは人件費の削減等が、このことによって入院、それから地域医療にかかる通院の方々の医療サービスの低下につながるようなことがないのか、この点についてまずお尋ねいたします。

○議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 14番議員の質問にお答えいたします。

この改善収支計画においては、大きなウエートを占める人件費を5億4,000万円削減するというような計画になっております。これは、病床数もちろん減りますから当然人数も減るといってございまして、あるいはワタリの見直しとかそういう、いろいろ見直しをして削減をするというのと、それによって、いわゆる医療の施しの部分について影響を及ぼさないのかというようなことでもございまして、当然、働く職員の人たちにはもっと高い識見と、それから職業の誇りを持って従事していただけるものと、我々はそういうふうに信じているところでございます。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） ほかに。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

○10番（木原秀男君） 10番、木原秀男でございます。

公立病院の負担金100分の1.8、これは5,000万円くらいだと思ったんですけども、結局、私が思うのは、なぜ公立病院が須賀川の同じところに建てなければならないかということなんですよね。またまた、ああいうふうな駐車場が狭いのもかかわらず、同じところに建てようとするところがどうもわからない。大きな広々したところがあるんじゃないかなというふうな気がするんです。そして病院も、国療を初め、また鏡石にも7つくらい個人医が、お医者さんがおりますけれども、結局、公立病院の時代的役目は過ぎたんじゃないかなというふうな私は気がしておるんです。それで、ここの17条、企業団を脱退しようとする市町村は、脱退しようとする年度の開始3カ月前までに企業長に通知しなければならないというふうになっていますよね。一応、極論ですけども、脱退する気があるかないかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 木賊政雄君 登壇]

○町長（木賊政雄君） 10番、木原議員の質問にお答えいたします。

公病の位置づけ、それぞれの見方はあろうかと思えます。我々あるいは町民の大方は、公立病院は2次医療ということで、我々の町の医者から公病のほうに紹介をして、そしてそこで治療していただく、あるいは直接行くということの地域に果たしている役割というのは大きいものと思えます。それで賄い、補い切れない部分のもっと高度な医療については、3次医療ということで郡山の南総合、西ノ内、あるいは星病院というのが位置づけられておりますので、やはり2次医療としての公立病院がなくなりますと、この地域に果たす医療というのはやはり非常に危うくなってしまわないかというとらえ方をしてまいりました。国療、旧国療がございますけれども、今ご案内のとおり医者が確保されていないような状況でございますので、そういう観点から、やはりこの須賀川、玉川を含めた岩瀬地方といたしましては、大局的な観点から公病を存続しようということで、こういうような形に今改革をしようということでございますので、現在のところ脱退とかそういうような話にはなっておりません。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君。

[10番 木原秀男君 登壇]

○10番（木原秀男君） もう2点お尋ねしますが、大体、鏡石から公立に行っている患者さん、それは何人くらいいるのか。そして、またもう一つ確認しておきたいのは、公立病院が同じところにまた建てようとしているというふうなことなんですが、別な場所への移転の話はなかったのかということ、その2点お尋ね申し上げます。

○議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 木賊政雄君 登壇]

○町長（木賊政雄君） 質問にお答えいたします。

町から公病に入院しているあるいは通院している患者、今手元に資料ございませんから後で取り寄せますけれども、とりあえず、この病院の改築に伴う場所でございます。この場所でもいろいろと意見が出されまして、須賀川市議会等でも出されたというふうに聞いております。現在の場所で改築することについての是か非かと、あるいは別な場所で全面建てかえをしたほうがいいんじゃないとか、いろいろ議論はされていることは事実であります。結果、今のところに落ち着いたということでございますが、この大きな要因は、1つは、全面移転で建築しますと今の43億4,000万円、プラス、全部改築しますと約20数億円あと必要でございますから、その倍以上費用がかかってしまうというような試算があったと、当時の管理者から聞いております。そんなことで、現在の場所で、改築がやむを得ないのではない

のかというようなことが大きな要因であったと。

それから、いろいろと地元の商店街とか商工会議所とか要請、陳情はあったようでありましてけれども、それらはそれらで市当局のほうで判断されたこととございますから、我々がどうのこうのということではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

資料が古くて大変申しわけありませんが、私どもの今手元にあるのが17年度の数字でありますけれども、本町におきます入院患者につきましては、取り扱いが8,378、全体では9万95がありまして、公立病院の入院患者の中で一番多いのはもちろん地元であります所在地で4万8,000であります。そのほか、いわゆる構成市町村以外、その他ということで石川地方、それから矢吹、周辺町村から入っている方が2万2,000ほどあるように記録があります。

それから、外来の患者であります。本町から外来で受診されている方は、12万3,510人のうち1万3,197人というデータが17年度出てきておまして、こちらについても所在地の須賀川市は7万4,000ほど、それから、周辺市町村では2万4,000ほどの、いわゆる構成組合市町村以外の受診者がそれだけあるというようなこととございます。

○議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第113号 公立岩瀬病院組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（仲沼義春君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 3時07分

開議 午後 3時08分

○議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の報告

○議長（仲沼義春君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） したがって、本案1件を日程に追加して議題とすることに決しました。

◎意見書案第10号の上程、説明、討論、採決

○議長（仲沼義春君） 日程第6、意見書案第10号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

○5番（根本重郎君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成20年12月5日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。

提出者、鏡石町議会議員、根本重郎。

賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第10号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書（案）。

「安心して老後を送りたい」これは全ての国民の願いである。

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（根本重郎君） はい、朗読省略でありますので、したがって、以下の事項を国に求めるものである。

一、利用者のサービス利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。

一、介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

一、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月5日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣、麻生太郎様、総務大臣、鳩山邦夫様、厚生労働大臣、舛添要一様、衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様。

以上であります。

○議長（仲沼義春君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、討論を省略し採決を行います。

意見書案第10号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（仲沼義春君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎町長あいさつ

○議長（仲沼義春君）　ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。
町長。

〔町長　木賊政雄君　登壇〕

○町長（木賊政雄君）　閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第7回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり全議案において議決を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から承りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

師走の何かと慌しい季節となり、寒さも一段と厳しさを増してまいりました。議員皆さんにはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（仲沼義春君）　これにて第7回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会　午後　3時14分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年12月 5日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 今 駒 英 樹

署 名 議 員 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	3
議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第101号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について	7
議案第103号 字の区域の変更について	8
議案第104号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)	9
議案第105号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12
議案第106号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	13
議案第107号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)	14
議案第108号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)	15
議案第109号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	16
議案第110号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	18
議案第111号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	19
議案第112号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)	20
議案第113号 公立岩瀬病院組合規約の変更について	22
請願・陳情文書付託表	27

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第100号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	20.12.3	可 決
議案 第101号	鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	20.12.3	可 決
議案 第102号	公の施設の指定管理者の指定について	20.12.3	可 決
議案 第103号	字の区域の変更について	20.12.3	可 決
議案 第104号	平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）	20.12.3	可 決
議案 第105号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	20.12.3	可 決
議案 第106号	平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	20.12.3	可 決
議案 第107号	平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	20.12.3	可 決
議案 第108号	平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 （第2号）	20.12.3	可 決
議案 第109号	平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計補正予算（第1号）	20.12.3	可 決
議案 第110号	平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	20.12.3	可 決
議案 第111号	平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予 算（第2号）	20.12.3	可 決
議案 第112号	平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2 号）	20.12.3	可 決
議案 第113号	公立岩瀬病院組合規約の変更について	20.12.5	可 決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
日程 第 2	鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	20.12.5	当 選
意見書案 第 1 0 号	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書（案）	20.12.5	可 決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第14号	動物「移動（訪問）火葬車」不使用についての陳情		日本動物霊園連 合 代表 久喜 清外	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第15号	後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情		岩瀬・須賀川高 齢者運動連絡会 代表 芳賀 良夫	総 務 文 教 常 任 委 員 会	継続審査
陳情第16号	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める国への意見書を提出する陳情		岩瀬・須賀川高 齢者運動連絡会 代表 芳賀 良夫	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択